

環境社会配慮助言委員会  
第126回 全体会合

日時 2021年7月5日（月）14:00～17:04

場所 オンライン会議

（独）国際協力機構

## 助言委員

|        |                                                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| 阿部 直也  | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授                                      |
| 石田 健一  | 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教                                        |
| 奥村 重史  | 有限責任あずさ監査法人<br>パブリックセクター本部 ディレクター                                |
| 小椋 健司  | 元日本高速道路インターナショナル株式会社<br>プロジェクト担当部長                               |
| 織田 由紀子 | JAWW（日本女性監視機構） 副代表                                               |
| 掛川 三千代 | 創価大学 経済学部 准教授                                                    |
| 木口 由香  | 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長                                          |
| 源氏田 尚子 | 公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）<br>東京サステナビリティフォーラム フェロー                  |
| 作本 直行  | 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問                                         |
| 柴田 裕希  | 東邦大学 理学部 准教授                                                     |
| 島 健治   | 株式会社三井住友銀行 ホールセール統括部<br>サステナブルビジネス推進室 上席推進役                      |
| 鋤柄 直純  | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹                                      |
| 田辺 有輝  | 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）<br>持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター |
| 谷本 寿男  | 元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授                                               |
| 寺原 譲治  | 城西国際大学 環境社会学部 学部長代行／教授                                           |
| 錦澤 滋雄  | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授                                      |
| 長谷川 弘  | 広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授                                      |
| 林 希一郎  | 名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授                                            |
| 原嶋 洋平  | 拓殖大学 国際学部 教授                                                     |
| 日比 保史  | 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン<br>（CI ジャパン） 代表理事                 |
| 松本 悟   | 法政大学 国際文化学部 学部長・教授                                               |
| 山岡 暁   | 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授                                               |
| 山崎 周   | 株式会社三菱UFJ銀行 ソリューションプロダクツ部<br>プロジェクト環境室 室長（環境社会リスク管理）             |
| 米田 久美子 | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー                                      |

（敬称略、五十音順）

## JICA

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 中曾根 慎良 | 審査部 次長             |
| 加藤 健   | 審査部 環境社会配慮審査課 課長   |
| 小島 岳晴  | 審査部 環境社会配慮監理課 課長   |
| 福居 敬介  | 南アジア部 インド高速鉄道室 副室長 |
| 高橋 暁人  | 南アジア部 南アジア第四課 課長   |
| 丹下 能嘉  | 中南米部 南米課 課長        |

14:00 開会

○加藤 それでは、ただいまよりJICA環境社会配慮助言委員会第126回全体会合を始めさせていただきますと思います。JICA審査部、加藤です。

毎回のご案内で恐縮ですが、オンラインのマイクの使用時の注意点についてご説明させていただきます。逐語録を作成しております関係で、ご発言される際には必ずマイクのミュートをオフにさせていただきますようお願いいたします。発言が終わられましたらミュートにさせていただければと思います。また、ご発言のある際はチャットもしくは手を挙げていただく、もしくは声を出していただくといった対応をしていただきまして、司会の原嶋委員長からご指名があったところでお話しいただければと思います。どなた宛かということを示しいただきつつ、ご発言いただければと思います。また、可能であればカメラをオンにさせていただければと思います。JICAの説明者は逐次入れ替わりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の司会進行を原嶋委員長にお願いさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、改めまして原嶋でございます。よろしくお願いいたします。本日はJICA環境社会配慮助言委員会第126回全体会合でございます。それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、2番目のワーキンググループスケジュール確認でございます。事務局からお願いします。

○加藤 配付資料の2ページ目をご覧ください。助言委員会の今後の日程表はこのような形になっておりますので、ご担当委員の割り振りをしておりますので、ご都合の悪い日程等がございましたら、この会議の場か、もしくは別途メールにてご連絡いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 改めまして、本日、全ての委員がオンラインでご出席ということで、長谷川委員のみ若干入室が遅れるということでございます。よろしくお願いいたします。

今、ワーキンググループの日程についてお話がありましたけれども、もしどうしてもご発言がありましたらサインを送ってください。よろしいでしょうか。詳細についてはまたメールでご調整をお願いしたいと思っています。

それでは、議事の次に進めさせていただきます。3番目の案件概要説明でございます。本日は1件でございます。インド国ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業でございます。それでは、まずご担当のほうからご説明をお願いしてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○福居 JICA南アジア部インド高速鉄道室の副室長をやっております福居と申します。原嶋委員長をはじめ委員の皆様方、本日は何卒よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、資料に沿いましてまず当方よりご説明させていただきます。目次に記載の順序でご説明させていただきます。

まず、事業の概要のおさらいではございますけれども、本事業はインドの西部、こちらの南がムンバイ、北がアーメダバードというグジャラート州とマハラシュトラ州の間を結ぶ高速鉄道、いわゆる新幹線をこの区間に通すという事業でございます。

案件概要の続きでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、ムンバイとアーメダバードの間、約500kmを新幹線で結ぶという鉄道の建設事業でございます。サイトは申し上げたとおり

で、事業の内容としましては鉄道の建設を一通り行うというものでして、いわゆる土木工事であったり、高架を通したり、線路の軌道を通したり、あとは電気信号設備を入れて、最後、車両を納入してという一貫を建設・製造する事業でございます。

インド側の事業実施機関は、インド高速鉄道公社という公社でございます。こちらはインド政府鉄道省の傘下で、区間を走りますマハラシュトラ州とグジャラート州も共同出資した特別事業体が本件の事業実施主体となっております。

おさらいの続きになりますが、本件に関する経緯を簡単にまとめさせていただきました。まず、冒頭、2013年になりますけれども、いわゆるF/Sを開始いたしまして、これが15年6月まで継続しました。助言委員会の皆様にお諮りさせていただくタイミングとしては、こちらに記載のとおりでございますけれども、14年7月、全体会合にかけさせていただいて、飛ばしますが、18年9月に環境レビューワーキンググループを開催させていただきました。その後、この事業に係るL/A、円借款契約の調印が2回ございました。こちらを経まして18年11月に助言委員会の全体会合で環境レビュー結果報告をさせていただいた経緯がございます。

なお、直近の状況でございますが、こちらにも書かせていただきましたが、20年11月には一部の土木工事契約を締結するに至りました。また、社会配慮面で特筆すべき事項として、21年5月に全体で99%、ほぼ全てのJMSを完了しております。JMSはJoint Measurement Surveyと下に注記させていただきましたが、インドの公的な用地の取得手続でございます。行政官の方が現地へ赴いて測量等を実施して地権者の確定をする手続でございますという状況です。

環境レビュー再実施の背景というところに移らせていただきます。まず、当然ながら本事業はカテゴリ分類がAということで、影響を及ぼしやすい特性に該当するということになってございます。

次のポツですが、2019年11月にインド側よりバドーダラ駅というところの線形変更の要請が為されました。今、地図のほうに戻ることにはできませんでしょうか。2点、こちらで説明させていただいたのですが、バドーダラ駅というのは、上からサバルマティ、アーメダバードとあって、右上のほうにご覧いただけるかと思えます。こちらの駅でございます。なお、一緒に説明しますと、先ほど一部土木に着工したということをご説明申し上げましたけれども、このバドーダラ駅は今、線形変更があったので、着工はされてございませんが、この北約80km程度とバドーダラ駅を挟んで今度、南のほうですか、約230km程度、合計すると310~320km程度でございますけれども、この土木工事契約が昨年の年末に契約締結されまして、コロナの状況もございまして、遅々としてはありますが、建設に向けた準備なども作業が進んでいるような状況でございます。

すみません、資料のほう、また戻ります。5ページ目です。2ポツで今、バドーダラ駅の線形の変更の点をご説明申し上げましたが、これに伴ってRAPの説明であったりとか、非自発的な住民移転対象者の特定等の作業が必要になることが判明したという状況でございます。

3ポツ目、2021年5月、この地域における詳細調査、先ほどのJMSでございますが、こちらが終了完了いたしまして、上記変更に伴う非自発的な住民移転者が確定いたしました。加えて、追ってご説明を申し上げますけれども、当該地域以外でもほかの理由により住民移転者数が増加した経緯がございます。今、実施機関のほうでRAPの改訂をしております。これを7月中にできるように実施機関にも要請して、調整している状況でございます。

したがって、4ポツ目でございますが、上記の変更は審査時には予見することのできなかつ

た新たな影響を生じさせるということとして、JICA環境社会配慮ガイドラインのモニタリング段階における重大な変更にあたるということで、このたび、委員会のほうにお諮りさせていただくと、それで、環境レビューの再実施を行うというふうな状況になりました次第でございます。

では、具体的な住民移転数の増加はいかにということでございますけれども、表にさせていただきました。審査時点では1,900世帯弱と想定されていた非自発的住民移転数でございますけれども、21年5月現在で4,300世帯というふうに変化してございます。要因を3点に分けて、こちらの表に記載いたしました。

1点目は、先ほど申し上げた主にバドーダラ駅の線形変更に伴う増加でございますけれども、こちらは215世帯、うちバドーダラ駅変更については厳密には206世帯、それ以外にもわずかな変更がございます。加えまして、それぞれ理由は次ページ以降でご説明を差し上げますが、一つは実施段階での詳細調査JMSをやった結果としてのデータの更新による増加が300世帯ほど。

続きまして2-2でございますが、こちらが1番数字が大きくなってございますが、RAP作成時の調査では「一部に影響を受ける構造物」ということで補償対象ではあるが、移転対象ではないとしていた分類についても実際には分類をし直す、実際には移転することになった方々が1,900世帯ほどいた結果として、2,400世帯ほどの増加というふうな結果となっております。下の注記にも一つ書いておりますけれども、一つの住居につき1世帯とカウントしていたものが、実際には複数世帯がお住まいになられている場合といったようなものが実際の詳細調査JMSにて判明したということでございます。

こちらも前ページからの続きでございます。2-1の詳細調査による結果の更新でございますけれども、多少繰り返しにはなりますけれども、こちらに記載のとおり、世帯数カウントが実際には増えてしまったというふうなケースでございます。下の増加要因2-2のほうでございますけれども、「一部の影響を受ける構造物」としていたものが実際には移転につながったもの、これらの中に、は影響住民の皆さんとのコンサルテーションの中で、部分的な構造物の継続使用よりは、補償を受け取って全面移転ということを選択された方々が多くいたというふうなことを実施機関からは報告を受けております。

次のページからは、バドーダラ駅の線形変更の状況を少し細かくご説明を差し上げますと、地図が若干見づらいのでございますけれども、当初駅位置というのが真ん中ぐらいに注記してございますけれども、在来線インド国鉄の近くに駅を造るということで、当初の駅位置は在来線の上側、この表上での上側というふうになってございました。しかしながら、後に説明を差し上げる理由により、変更後の駅位置はこの表でいいますと右下のほうに移動するということになりました。それにいたがしまして、見づらい状況で申しわけありませんが、それぞれ、その駅に接続して駅を通った後の線形も変更が生じてございます。

これはある区間の例でございますけれども、今、ちょうどこの写真に写っている駅がバドーダラ駅の建物そのものでして、今、黄色で新線形を引いている部分辺りが駅前の広場というか、ロータリーというか、そういった状況になってございます。例えばこの駅の目の前においては、住民等がいる状況にはなってございません。

こちらが先ほどの表で右下のほうでございますと、ご説明を申し上げた新しい駅を造る点でございますけれども、こちらのほうに移ってくるということになっております。一応、星印でハッチン

グしているの、下が見づらくなっておりますけれども、ここの下には一部既存のインド国鉄の測線のホームみたいなのがあったりするんですけれども、その辺りを取り壊してなるべく既存線のほうに設備を寄せるといふことにインド国鉄も同意したうえで、インド高速鉄道公社がこのプランを決定したという背景がございます。

線形変更の理由を事前にお目通しいただいたかもしれませんが、こちらがまとめた理由でございます。もともとは在来線の駅のすぐ横というか、先ほどの表でいうとすぐ上に駅位置を決定した形がございます。接続性もそうですし、インドの鉄道は24時間走っておりますので、なかなか、そのサービスに影響を与えるのが困難という状況もあり、駅の位置が選定されて、その結果として高架橋で線路をまたいでいくという計画を立てたのですが、途中で書きましたとおり、そういうふうに決定したうえで、今度は在来線の間には柱を立てるのが難しくなった結果、220mの長大スパンの橋梁、これは鉄などを用いた事業コスト的にも工法的にも難しくなるわけですが、こういった工法で対応して駅位置を実現しようという計画を持っておりましたが、ここに書きましたとおり、現地の航空局の規制がございまして、長大スパンの橋梁を建てるためのクレーンの使用が難しくなったという状況でございます。駅の直線距離で3~4kmぐらいの位置に当地の空港がございまして、一時的な航空規制の緩和というのは調整が可能だという前提でこの計画を進めていたわけですが、結果的にはこれが叶わなかったということ、それらを踏まえて新しいアライメントを検討せざるを得なくなった結果として、こちらに書いたとおり、インド国鉄側とも高速鉄道公社が再度協議しまして調整した結果として、なるべく既存線に沿う形でのアライメントを再設定した影響でございます。

これらに係る環境社会配慮として、当然、自然環境配慮、社会環境配慮、こちらの手続についてはちゃんと確認してまいりますし、モニタリングも今後してまいります。

説明が長くなりましたが、最後のページでございます。今後のスケジュールでございますが、今日、全体会合でご説明を差し上げまして、ご覧のスケジュールでの対応を考えてございます。

以上で私の説明を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、今、ご説明いただきました内容につきまして、いろいろご質問もあろうかと思っておりますので、順次、委員の皆様、サインを送ってください。松本委員、どうぞお願いします。

○松本委員 ご説明ありがとうございます。

結構、重要な変更だと思っておりますので、私が幾つもやらずに私は絞らせていただいて、6枚目のスライドの2-2の1,934世帯の増加についてご質問したいと思います。

1点目は簡単なことなんですけれども、これは全線にわたる変更ということですのでよろしいかどうかというのが一つです。

二つ目は、これまでのインドの案件を考えた場合、このような変更、つまり、一部に影響を受ける構造物、それがもともと移転として計算されていなくて、ここで計算されるというようなことがこれまでインドではたくさん案件があったと思うんですが、これまでこうした経験がなかったのかどうかを伺いたいというのが2点目です。

3点目はそれを伺う理由なんですけれども、JICAガイドラインの運用の場合、いつも気になるのは住民移転というのが実際に移転する人に偏っていて、移転せざるを得ないというようなことを軽

視していると、国際機関に比べて軽視されているんじゃないかという危惧を持っていたので、今回、このような見直しがあり特別だとするならば、どうして特別に起きたのか、特別じゃないとするならば、JICA全体として見直しが必要なんじゃないかなと思ったのが3点目です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかにも恐らくご質問が多いと思いますけれども、遠慮なくサインをまず送っていただけませんかでしょうか。少しまとめてレスポンスいただくようにしますので、ご質問がある方は遠慮なくサインを送ってください。よろしいですか。特にどなたか。織田委員、どうぞお願いします。

○織田委員 今の松本委員のご質問とかなり近いんですけれども、一つはこのようなケースの場合、特に一つの構造物を1世帯とカウントしていたが、そうではなかったために非常に増えたんだということなんです。構造物を1世帯とカウントするというようなことは手引か何かに書かれていたのでしょうか。これまではいつもそういうことだったのかどうか、今後も気をつけなければいけない問題ではないかと思っておりますので、確認したいと思っております。

それから、もう一つ、7ページ目の1番下のところで、移転対象に対するコンサルテーションで、補償を受け取ることを選ぶ所有者が多くいたということが書かれていますけれども、このコンサルテーションでは所有者だけが意見を述べて、それ以外の人たちはあまり発言がなかったのかどうか、どういう状態でこういうことになっているのか、もう少し教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 担当の方、何人かまとめてとりあえずご質問いただきますので、スタッフ等を含めて少しメモしていただいて、まとめてお願いします。

続きまして、錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 若干、重なるところがあると思っておりますけれども、RAPの調査で想定していた住民移転の世帯の数と今回出てきたものと相当乖離があるということで、これだけ大きな乖離があるとする、その原因はどこにあったのかというのを確認しておくということが必要になるというふうに思いました。スライド7のところ、その理由というのが4つ挙げられていると思っております。この4つの特にどこの部分が問題だったのか、その点についてご回答いただきたいというふうに思っております。

あと、代替案の検討がどうなっていたのかという点なんですけれども、線形についての代替案の検討がされていたとすると、その一つの決め手になる要素というのが住民移転の数だと思うんですけれども、これだけの数の変更が生じた場合に、代替案の検討で説明されていたことの妥当性というのが果たして説明がきちんと整合が取れるようにできるのかという点についても、改めて確認したいと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

続きまして、掛川委員、お願いします。

○掛川委員 住民移転の点についていくつか出たので、別の観点で。線形変更の理由についての説明をしていただいたんですが、技術的な面も含めて、基本的にはインド側の調整の問題だったのかなとは思いますが、何年もかけて、ここまでの段階での急な変更ということになります。その過程の間で実際にはこのような調整は無理だとか、許可が出ないとか、そのあたりは、なぜわからなかったのかなというのが疑問に思っていますので、そのあたりのインド側とJICA側とのやり取り

ですとか、その辺でももう少し詳しく、実際になぜこういうことが起きたのかという点について教えていただければと思っています。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

山岡委員、お願いします。

○山岡委員 今後のスケジュールについての質問です。13ページにありますけれども、これに従いますと10月には全体会合での助言確定ということなので、仮にここで住民移転は問題ないということが何らか判断されるのか、あるいはこれを受けてまたJICAのほうでインド側と協議されるようなこともあると思うんですけれども、結局、住民移転に対してJICA側、日本側が承認して、それを受けてインド側が実際の移転の手続を進めるのかどうか、結構、時間がかかると思うんですけれども、その辺の今後の具体的なスケジュールについて教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

柴田委員、お願いします。

○柴田委員 ご説明ありがとうございました。

住民移転のところに関しましては質問が出ていますので、それ以外のところで自然環境配慮のところでは追加の影響は軽微ということではあるんですけれども、社会配慮に該当するかもしれませんが、線形が変わることで既存駅の周辺で線形を変更していますので、公共施設のような重要なものが周辺にある可能性も高いのではないかというふうに思いまして、そういったところで重要な公共施設等への影響ということも、今回の線形変更に伴っては特に影響はないということで、確認なんですけれども、よろしいでしょうかということです。お願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、今、松本委員から3つ、あと、織田委員から2つ、錦澤委員から一応2点、掛川委員、山岡委員、柴田委員、それぞれお1つずつですけれども、南アジア部、川端さん、福居さん、どなたかわかりませんが、若干重複しているところもありますので、まとめていただいても構いませんけれども、レスポンスをお願いしてよろしいでしょうか。

○福居 委員の皆様、ご質問いただきありがとうございます。現時点で完全にお答えできるものではないものもございますけれども、いただいた順にご回答を申し上げたいと思います。

まず、全線にわたるものかどうかという点でございますけれども、はい、基本的にそれによる地域特性等があるというふうな認識はございません。

これまでの案件でインドの案件において、こういう例があるのかなという点でございますけれども、インドにおいては先ほどのJMSという手続を実際にやった結果として、例えば登記上の持ち主の方というのが、実際には例えば3世帯に相続されているものが記録に出てこなかったというケースなどはほかの途上国でもそうですが、多々あるというふうに認識はしております、それを本来は可能な限り、JMSの前のRAP等を作成する段階で捕捉できるということが当然目指すべき形だとは思いますが、結果として不在であるとか、そういった形で捕捉ができなかった部分が本件はもともとの影響世帯も非常に多く、線形も長きにわたるところから大きく影響が出てしまったというのが一つの要因とはなるとも思いますが、もう少しご指摘いただきましたので、この数字的

なところの分析であったり、これが制度的な問題なのかどうなのかというご指摘も頂戴しましたところを踏まえまして、中身をきちんと確認してまいりたいというふうに思います。

次に、織田委員より、一つの構造物というところについて一つの世帯ということ、そういうことではないだろうというふうなご指摘であったかと思えます。その点の一つ目の質問にあったとおりでございます、もちろん、きちんと捕捉すべきというふうには理解しておりますが、そういったことの捕捉がし切れなかった例があったということ踏まえ、今後のRAPの作り方とかでも、そういった点は留意していかなければならないとし、今後、この案件のRAPを必要に応じてアップデートする機会があれば、今、ご指摘いただいた点は重々留意しなければならないというふうに認識いたしました次第でございます。

あと、コンサルテーションの状況でございます。こちらも詳細については今後、実施機関とのやり取りを経たうえで確認はしたいと思えますけれども、今、現時点でいわゆるグリーンバスという形で異議を申立てているような数が増えたというふうな報告は、来ていないところまでは確認できておりますけれども、それがなければもちろんいいというわけではございませんので、そういったところの記録なんかも担当課として確認はしてみたいというふうに考えております。

次に、錦澤委員からいただいた質問だと思えますが、おっしゃるとおり、今回、乖離が非常に大きいというのは否定し難い事実でありまして、この点は担当課としてもJICAとしてもきちんと受け止める必要があるというふうに認識しております。P7に説明を申し上げたものの4つの理由のうち、特にどれかという点に関して今、現時点でこれらが大体、それぞれどれぐらいずつだという数字については、申しわけございません、把握はできておりませんが、先ほどのコンサルテーションの状況の確認であったりというところ等も含めまして、中身については今後、確認していきたいと思えます。

また、代替案がきちんと検討されたかという点も付言いただいたかと思えます。今、215世帯のうち206世帯が線形変更でということでございますけれども、もともとの線形での人数がどうであったのかとか、それと純増で206世帯が丸々増えているのかとか、細かいような点は我々も引き続き注視していきたいと思えますので、その代替案の検討の手續という面についても引き続き確認してまいりたいと思えます。

次に、掛川委員から線形についての急な変更、事前に調整してきたものがどうして今になってこんな変更になってしまったのか、もうちょっと理由はないのかということだったかと思えます。

おっしゃるとおり、インド側の調整が不足した面というのを完全に我々としても否定はできないのかなど。例えば航空局の規制というの、もともと、規制があるところまでは把握して、これが恒久的な規制緩和は当然、空港が3~4kmにあるので難しいのは理解していたわけですが、これが一時的にも緩和できないというところであったり、もともと、24時間動いているとはいえ、インド国鉄も高速鉄道公社からしたら親戚みたいなもので、そのあたりの調整が十分にできていたのかという点に関しては、議論としてはいろいろありまして、おっしゃるとおり、一部、インド側の調整が不足していたというところを自認しつつ、結果的に工費であったり、より簡単な工法で済ませられることによってコストが下がったり、あと、工法も簡単になるということで、現地の工事業業者さんなんかも参加したり、もちろん、そして工法が簡単になれば安全面は当然、より高まりますので、こうした点を含めて総合的に判断させていただいたところがございます。

あと、山岡委員からですか、今後のスケジュールについては私どもが暫定で書かせていただいたものなので、もちろん、皆様から本日、いただいた指摘があり、また、ワーキンググループでいただくであろうご指摘も踏まえまして、きちんと対応して決定してまいりたいというふうに思います。

あと、柴田委員から自然への影響等々で、一旦、このページ上では今のところは軽微と目されるというふうな記載があるが、例えば駅の近くの公共施設などへの影響などにも配慮が必要だというご指摘をいただきました。今後、この点もきちんと確認してまいります。駅の近くですと例えばモスクのような宗教施設があるけれども、そこは回避できるといったような話なんかも実施機関から聞いたりしてはおりますけれども、現時点で確たることを申し上げることができないので、まずご指摘を賜って、しかるべく対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○原嶋委員長 多分、松本委員の3番目のご質問に答えていらっしゃらないと思うんですが、松本委員、どうぞ。

○松本委員 ありがとうございます。

それも含めてなんですが、ちょっと古くなってしまうんですが、短く話を終えますが、2004年頃ですか、ムンバイの都市運輸プロジェクトというプロジェクトが世界銀行のインスペクションパネルにかかって、そのときのことを私自身も「調査と権力」という本の中で書かせていただいておりますが、そのときに被影響住民数が当初の計画というか、調査によって15万人も差があったんです。何で15万人も差があったかという、インドはハウスホールド（household）という単位が実際は建物ごとに証明書が作られていて、建物ごとで考えていて、ハウスホールド（世帯）というふうに捉えていないというのが2004年の世界銀行のプロジェクトで既に問題と指摘され、そこで15万人もの被影響住民移転の数に違いが生じていたということがあったわけです、17年も前に。

こういうのを考えると、それが生かされていないということが非常に不安になってくるのでして、従って、今回、先ほどの山岡委員のご指摘もありましたけれども、かなり短時間で環境レビューを済まされるように見えます。しかし、慎重に世帯数、そして世帯ごとの人数、それから、商店主の人たち、これまでインドのプロジェクトの特に都市部で生じた住民移転数の計算の誤りという教訓をJICA側がしっかりと押さえたうえで環境レビューを行わないと、非常に大きな問題になるんじゃないかというふうに思います。これはコメントですので、以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

実は二つありまして、一つは先ほど松本委員からご指摘のあった3点目が十分、増加要因がそもそも今のご指摘とも重なりますけれども、JICAの対応とか、インド側の考え方がそもそも根底に原因があるんじゃないかという点。あと小椋委員から1点、ご指摘がありまして、住民移転に当たって移転地は用意されているのかというご質問があります。これについて審査部のほうは、まずスケジュール感についてどういうお考えをこれから調整しているのかということをお教えいただきたいのと、2番目の小椋委員のご質問については南アジア部の方でよろしいのでしょうか。2点、加藤さんか小島さんかわかりませんが、審査部の方と南アジア部の方と分けてお願いしていいでしょうか。

○小島 まずは審査部の小島です。13ページのスケジュールのことを山岡委員からご指摘いただいていると思います。ここに載っている三角印、もちろん、このようにいけばいいんですけれども、

私たちもそのように手配したいと思っっているんですが、当然ながら集まる情報などによっては変わることがあると思います。あくまでも予定ということでご認識いただければと思います。

○原嶋委員長 この日程というのは、今、松本先生からもご指摘がありましたけれども、丁寧な対応をしていくことを含めると足りないんじゃないかと、そういうことを懸念されていると思うんですけれども、そのあたりはどう考えていらっしゃるのでしょうかということ。あと、先ほどの小椋委員からのご質問もありましたので、まず、その点をお願いしていいですか。山岡委員、お待ちください。お願いします。

○福居 追加のご指摘をいただいた点でございます。スケジュール感の点、その点に関しては我々としてもこれを一時、予定としてお示ししても、もちろん、内容等に鑑みまして適切に判断してまいりたいと思います。

あと、山岡委員ですか、移転地について、この点については移転地が確保されていることをこちらでも確認はしてございます。

簡単ですが、以上でございます。

○原嶋委員長 山岡委員、関連のご質問だと思いますけれども、どうぞ、山岡委員。

○山岡委員 ありがとうございます。

スケジュールについて委員長及び松本委員からもご指摘がありましたように、かなりこれだけを見ますと早急な対応というように見えるんですが、インド側としては多分、早い結論を待っていると思うんですけれども、これだけの大きな変更だとかなり時間がかかる内容だと思います。当然、JICAとしても協議されると思うんですが、1点、聞きたいのはインド側はこちらのこういう助言も踏まえて、JICAのご検討、協議を踏まえた後で結論を出して、それから、実際の移転に移るのかどうか、移転に伴う準備もあるでしょうけれども、それをインドは待っているんでしょうか。それとも結論が出る前にインド側は何らかの準備をするんでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 ご回答をお願いしてよろしいでしょうか。

○福居 少々お待ちください。

○原嶋委員長 今、検討中ですか。

○小島 皆さんで検討中なのでお待ちください。

○原嶋委員長 わかりました。

小島さん、質問させてください。先ほど松本委員からもご指摘がありましたけれども、そもそも考え方に根本的に原因があるんじゃないかということについては、例えばインド側の計算の仕方とか、JICA側の計算の仕方のギャップとか、そのあたりは認識されているんでしょうか。もし可能であれば教えてください。

○小島 ちょっとお待ちください。

○原嶋委員長 お願いしていいですか。

○小島 もうちょっとお待ちください。すみません。

○原嶋委員長 今、いくつかお答えいただきますけれども、その前に小椋委員、今、いただいているものを簡単に結構ですので、まず口頭で議事録に残す趣旨もありますので、お体の具合が悪いところ、すみません。

○小椋委員 今し方、委員の皆さんが問題視されていらっしゃる非影響住民が増えたという関係で、移転先は用意されているということですが、そうすれば移転先地の容量が足りているのかどうか、充足されているのかどうかというのが気になるところです。

もう1点は、移転先はどうしても都心部とか駅周りでしたら、なかなか近傍では用意できないのではないのかなと思っております。そこで、移転先地が今現在の被影響住民の居住の場所とどれくらいの離隔距離があるのかというのが知りたいところです。これは生計回復という観点から知りたいと思っています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今、お願いしていることと、今、小椋委員からさらなる質問ということでしたけれども、JICAの側、お願いしてよろしいでしょうか。

○福居 委員の皆様、お待たせいたしましたして申しわけありませんでした。

まず、今、人数が増えている状況で移転が既に始まっているのか否かということでございますけれども、それとも止めているのかということですが、今、現時点でこれまでに作成したRAPに基づくもともと影響住民と特定されていた方々の移転は始まっているというふうに理解しております。今後、改訂されるRAPを確認いたしまして、その点も今、厳密な数字が追えてございませんので、確認してまいりたいというふうに思います。

また、小椋委員より移転地の容量がこれで足りるのかという点と、移転地と現居住の距離という点でございますが、ごもっともなご指摘でございますが、申しわけありません、現時点でそこまでのご説明を今、申し上げるほど手元の情報はございませんので、実施機関のほうとも確認してまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○原嶋委員長 松本委員、ちょっと足りなかったような感じもしないでもないんですけれども、いかがですか。

○松本委員 私は、詳細はもちろんワーキンググループで議論すれば良いと思っていて、重要なのはワーキンググループに出てくる情報が、どれぐらいJICAによって精査されているかということを確認したいんです。ですから、どういう移転計画になっているかどうか、それが適切かどうかはワーキンググループになるのであれば、ワーキンググループでディスカッションすればいいと思っていますが、しかし、そこに出てくるデータがちゃんとこれまでのインドの経験を基に本当に数え方として建物の証明書、そうではなくて世帯なんだ、しかも人数は大丈夫か、商店主とかも数えているか、そういった過去のインドの案件で生じてきた問題をちゃんとJICAとしてクリアしたものをワーキンググループに出していただきたい。そうでないと、ワーキンググループで前提の議論から始めていたのでは、恐らく3時間では終わらないと思うので、それに対する私のお願い事というふうに理解していただきたいと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

これは審査部の方、いかがでしょうか。

○小島 その後、追加でいただいた、こういう状況はJICAとして、審査部として把握していたかどうか、つまり、インドにおいて世帯数を数える際には注意しなければいけないところなんですけれども、恥ずかしながら2004年に出た世銀のインスペクションパネルの報告書は、私自身も認

知していませんでしたので、今回の住民移転世帯数のカウントにおいては、こういうふうになってしまったんですけれども、今後は注意していきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、いずれにしても大きな案件でございますので、予定からいえば10月ということでございますけれども、審査部のほうでもしっかりフォローしていただいて、また、ご報告いただいてワーキンググループということで進めることになろうかと思っております。ほかにございますでしょうか。どうしてもご発言がありましたらいただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、一応、本日はご報告は以上ということで承りまして、今後、助言委員会としては注視していく重要な案件として共有させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。先ほど特に松本委員からもありましたけれども、根本的なところをもう少ししっかりと精査していただいて、事業部のほうには対応をお願いします。

ほか、委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、一応、この案件につきましては、ここで締めくくりとさせていただきます。どうもご説明をありがとうございました。今後の対応をよろしく申し上げます。

○福居 原嶋委員長、委員の皆様方、ありがとうございました。いただいた助言を踏まえましてきちんと対応してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、続きまして議事次第の4番目でございます。ワーキンググループ会合報告及び助言文書の確定ということで、本日、2件を予定しております。まず、1点目がバングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業でございます。この案件につきましては、掛川委員に主査をお願いしておりますので、掛川主査からご報告をお願いしてよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○掛川委員 では、本件を説明させていただきます。

バングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業6号線有償資金協力環境レビューに対する助言案ということで、このワーキンググループは6月25日、14時から18時半までオンラインで開催されました。ワーキンググループの委員としましては、奥村委員、錦澤委員、米田委員、そして掛川の4人で行いました。議題は、この案件に係る環境レビューについての助言案作成ということで行いました。

詳しい背景は、環境再レビュー方針などにも書かれてはいますが、この案件は円借款によって、第1期から第4期にわたってプロジェクトとして実施されている案件でありまして、その実施期間中に、バングラデシュ政府が利用者の利便性なども考慮して、モティジール駅からカマルプール駅まで路線を延伸すると、また、延伸した後にカマルプール駅とも接続するという計画を出してきて、その計画に基づいてバングラデシュ政府側では、延伸計画の部分については既に調査したということになっています。その調査を基に、バングラデシュ側はこの延伸を決定し、なおかつ、今年2月に日本政府に延伸部分についての円借款を依頼してきたということになります。ですので、この延伸に伴って非自発的住民移転の発生を回避できないということで、環境レビューの再実施になった案件でありますし、それに伴い重大な変更に関わる案件という位置づけになっています。

通常は協力準備調査で、JICAが環境社会配慮ということで、きちんとEIAやRAPの内容については確認したりとか、必要があればアドバイスとか、サポートがあったりするんですが、これはバングラデシュ側の実施機関が独自に実施して作成したEIA、RAPに基づいているということとなりま

す。

以上が簡単な背景ですが、では、助言のほうに移らせていただきます。今回、助言としましては8つ、それから、論点としては2つあります。

では、全体事項のほうから順番に説明させていただきます。1番目の助言は、今後、追加的に実施される社会経済調査で影響を受ける住民を明確にし、その住民の経済社会状況の分析に基づき補償が為されるどころ、社会的弱者が阻害されないよう配慮しつつ、適切な調査を実施するよう実施機関に申し入れること、ということです。

今、まさに冒頭で申し上げた通りなんですが、今回は、実施機関が追加的にEIA、RAPを行いまして、それらのEIA、RAPは間接的な影響を受ける住民であるとか、店舗の中で働いている従業員への調査が不十分であったと、実際は私たちが見た文書の中でも、ほとんど実施されていなかったというようなことがありました。これはバングラデシュの国内法には基づいていたということです。また、同時にRAPの中では、追加的に社会経済調査が実施されるという記述がありましたので、今後、実施されるところでは、特に社会的弱者が阻害されないように、ということの助言であります。

続きまして、環境配慮につきましては2点ありまして、2番目、騒音はベースライン調査の段階で環境基準を大きく超過している測定地点が確認されたことから、列車の運行による影響について適切にモニタリングを実施するとともに、問題が生じた際には、先方が設置する苦情処理メカニズムが利用できることを事前に周知しておくことを含めて対応することということになっています。

3番目は、環境管理計画に基づいて実施されるモニタリング結果について可能な限り、先方の同意を得て公開するように、JICAよりさらなる申し入れを行うことということです。

後ほど環境モニタリング、社会モニタリングについても、この委員会でも協議がありますけれども、ここ最近、私たちのほうに提供されていますバングラデシュで実施されている案件については、非公開ということになっていますので、早い時期から、これについてもモニタリングの結果を公開していただくよう申し入れて欲しいということにしています。

それでは、社会配慮のほうに移りまして、こちら2点あります。バングラデシュ側が検討している駅周辺地域の再開発計画の情報を収集し、本事業で設置されるカマルプール駅周辺の利便性も考慮したうえで、その再開発計画が実施されるようにバングラデシュ政府に申し入れること、ということです。

これは、バングラ側が、独自にこういった再開発計画を検討しているという情報がありましたので、そちらと、こちらのJICA側で実施するプロジェクトで、うまく調和されるようにという申し入れのお願いです。

5番目は、住民移転計画の実施に関するモニタリング結果については可能な限り、先方の同意を得て公開するように、JICAよりさらなる申し入れを行うこと、ということで、先ほど環境モニタリングで言ったことと同じ点になります。

では、次、ステークホルダー協議・情報公開については3つありますが、6、7は続けて説明させていただきます。6番目、ステークホルダー協議の開催については、参加者や意見の聴取について懸念が残るところ、追加的にステークホルダー協議を実施すること、その実施に当たっては、今後、実施される社会経済調査を踏まえ、ステークホルダーの意向が確実に聴取でき、十分な協議が担保されるよう、企画・招待の仕方、開催時のコンサルテーションのやり方、記録について実施機関と

協議すること、その際、Street Vendorの関係者など組織化されていないステークホルダーも考慮に入れること。

7番目は、ステークホルダー協議の議事録は、具体的な説明の内容や参加者からの意見を適切に記録したものとなるよう実施機関に申し入れること、ということです。

今回、私たちがレビューしたRAPであるとかEIAにつきましては、ステークホルダー協議が開催されたということと、簡単な概要はあったんですが、実際にどういう情報が提供されたんですとか、どういうことについて細かく議論されたとか、また、招待者も全体の対象者のうち、非常に低い出席者であったり、そんな状況がありまして、私たちのほうでは、ステークホルダー協議が本当に適切に実施されたのかということを確認することはできませんでした。ですので、結果的にこのような6、7という助言になりました。

8番目は、RAC（Resettlement Assistance Consultant、円借款本体で傭上される住民移転を支援するためのコンサルタント）がRAPのアップデート、対象者の確定、補償手続（支払いを含む）及び貧困層への追加的支援を行うため、全てのプロセスにおいて、適切かつ迅速に実施されるように、専門性の高いチームが確保されるよう実施機関に申し入れること、になっています。

まさにRACという、これはコンサルタントになっていますけれども、チームとして、きちんとこれから追加的に実施される経済社会調査であるとか、また、補償の支払いであるとか、その一連のプロセス、非常に重要なプロセスを担いますので、そこがきちんとした専門性の高いチームを確保してくださいねという助言になります。

助言のほうは以上ですが、論点につきましては2点あります。一つは個人情報公開についてということで、配付資料のRAPにステークホルダーの個人情報が含まれていたことから、EIAやRAPなどにおいて、当該国において公開が許容されている個人情報が含まれる場合であっても、JICAがそれを日本で公開する場合には、十分留意する必要があると委員から指摘があり、JICAは対処を検討していきたい旨を述べたということです。

これは、実施機関が追加的にRAPを作成した時に行った調査で、収集した資料と思われるけれども、RAPの一部として、例えば土地所有者の名簿であるとか、ビジネスオーナーの名簿であるとか、Street Vendorの人であるとか、顔写真、名前、住所、それから、携帯電話の番号などが含まれていました。当然、RAPを作るということで必要に応じて収集した資料だと思われるし、当然、収集した時は、各個人から情報収集については許可を得ているとは思いますが、それを日本で公開する場合には、また別の配慮が必要ではないかという点であります。

2番目は、重大な変更等におけるEIA/RAPの質の確保についてということで、本環境レビューは、都市高速鉄道整備事業の実施段階において延伸が決定されたことに伴い、「重大な変更」に対して実施されたもので、追加のEIA/RAPが実施機関により作成された。それに対して委員から、特に間接的な影響を受ける住民や店舗の従業員への調査が、国内法に基づく補償受給者と比べて限定的であったこと、RAPのステークホルダー協議とその記録についても懸念が残ることが指摘された。また、相手国政府等がEIA/RAPを策定する場合でも、JICAは当該EIA/RAPの質を十分に担保する必要があるという指摘があった。これに対して、JICAからは両方の指摘について十分留意していきたい旨を述べたということです。

これは冒頭に何度か申し上げた通りですが、このように、重大な変更があったという案件につき

まして、通常であれば、協力準備調査等で、きちんと確認していたであろう案件であるとは思いますが、こういった重大な変更があった案件についても、JICAとしてはEIA/RAPの質を担保するように、という委員全体からの助言でありましたので、論点としてまとめてあります。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今日は線形の重大な変更に伴うものが二つ続いておりますけれども、ワーキンググループでご参加いただきました委員の皆様から、まず補足があればいただきたいと思うんですけれども、ワーキンググループにご参加いただいた委員の皆様、補足がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。奥村委員、錦澤委員、米田委員、よろしいでしょうか。特になければ、ほかの委員からもサインをいただいておりますので、そちらのほうに移りたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、源氏田委員と小椋委員からいただいておりますので、源氏田委員、聞こえますか。

○源氏田委員 掛川委員、ご説明ありがとうございました。

助言の3と5について質問ですが、3については環境モニタリングの結果を公表すること、そして、5についてはRAPのモニタリング結果を公表することと、これはいずれも大事なことだと思うのですが、掛川主査がおっしゃっていたようにバングラデシュは環境モニタリングの結果もRAPのモニタリングの結果も現在、公表していないのです。これについてJICAに伺いたいのですが、バングラデシュがこの二つを公表していない理由は何なのかということが一つ、それから、さらにJICAから公表するように申し入れをするということなのですが、実際に公表してもらうためにはどんな工夫をしたらいいのかというようなこと、JICAでどう考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 次、小椋委員、まず、ご発言だけいただいてよろしいでしょうか。

○小椋委員 助言の4の駅周辺の再開発計画ですが、JICA側に詳細な情報がないがゆえに、このように「収集し」となっているのですが、今後、例えば貧困層の方の住宅、Affordable Housingみたいなものが再開発計画の中に組み入れられているのかどうか、あるいはStreet Vendorの方が店舗を構えるような再開発のプランニングになっているのかどうか。要は生計回復に資するような再開発の計画になっているのかどうかということ、できれば情報収集していただければありがたいと思っています。

本日のインドの高速鉄道しかり、先だっのワーキングでもマニラメトロ等々で最近、こういう駅と鉄道の事業の案件がJICAさんは増えていると思います。これに対して日本では都市の再開発の中で駅前再開発の経験・事例を多く保有しております事から、都市鉄道や駅周辺の開発案件を手掛けるときに、ぜひ日本の開発ノウハウも活かして、かつ生計回復に資するような事業展開になるのがよろしいのではないかと、理想的なのではないかと思っております。以上、コメントでした。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、源氏田委員からいただいたご質問、後ほどまたあるかもしれませんが、JICAの審査部のほうでしょうか、お願いしていいでしょうか。バングラデシュの情報公開の対応ですけれども。

○小島 助言3番、5番でいただいたモニタリング結果の公表については、ワーキンググループにおいても各委員から事業部のほうに直接、問い合わせるといようなことをしていただいて、事業部のほうも協議の際には必ず先方に申し入れるようにしているといような回答があったところでございます。今はガイドライン上、先方政府で一般的に公開されている場合は公開するといような書き方になっていると思いますが、それを先方制度にのっとなる形といような方向で、ガイドラインの改定の中で議論させていただいていったところでございます。

先方に理由を聞くというか、それほどはっきりとした答えが返ってくるわけでもなく、バングラデシュにおいては公開していないからといような回答が返ってくるが多いといふうに伺っています。なので、それをもう少しはっきりさせて、公開できないのだったらバングラデシュにおいてはどのような法律なり、制度に基づいて公開できないのかというのを問い合わせることは今後、できるんじゃないかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

あと、小椋委員からはコメントですけれども、駅前などの再開発計画、日本の経験などを参考にということですが、南アジア部、どなたかご担当の方、何かレスポンスはありますか。

○高橋 南アジア部の高橋と申します。

小椋委員、どうもありがとうございます。現時点では、この再開発計画の範囲あるいは実施時期は未定であり、また、我々に要請をいただいている6号線の延伸計画とは別の計画であると承知しています。しかし、ご趣旨を踏まえ、両者の計画の相互の影響を考慮に入れ、影響を受けやすい非影響住民の皆様にも配慮が為された再開発計画となっていくよう、必要な申し入れを行っていきたいと思います。

以上でございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、今までは助言文そのものについてということではありませんでしたけれども、もし助言文そのものについて何かありましたらご発言を頂戴しますけれども、いかがでしょうか。助言文そのものとしては、かなりしっかりとまとめていただいているといふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、助言文そのものについてワーキンググループで掛川主査を中心にまとめていただいたものを現状のままといいますか、そのまま確定するといふことで再度、お諮りしますけれども、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、助言文については原案どおりといいますか、ワーキンググループでの案どおりで確定させていただきます。

あと、論点につきましては今後の注意ということですが、環境レビュー方針がついておりますけれども、この点については、小島さん、どうでしょうか。簡単なお報告をいただいたほうがよろしいでしょうか。

○小島 関係するところにいただいた助言案をコピーペーストしております。それに基づいて事業部の皆さんとして検討いただくといふことなので、特に議論は必要ないと思っています。もちろん、主査のご意見もいただきたいと思っています。

○原嶋委員長 わかりました。

今、ワーキンググループでの議論を基に確定しました助言文、そして、それをまた反映した環境レビュー方針ということで、今の段階までは到達しております。掛川主査、いかがでございましょうか。

○掛川委員 私のほうは特に問題ないと思っています。

○原嶋委員長 ほかの委員の皆様、いかがでございましょうか。

それでは、特になければこの案件についての議論はここで一旦、締めくくりとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。もう1度、確認ですけれども、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。掛川主査、どうもありがとうございました。

鋤柄委員、どうぞ。

○鋤柄委員 すみません、見落としていました。今、小島課長がご説明された環境再レビュー方針ですが、ここで引用されている、今、確定しました助言の番号がずれているのではないかと思います。

○原嶋委員長 私もチェック不足ですけれども、どこで、もしわかれば。それは内容というよりは番号のずれですか。

○鋤柄委員 番号のずれです。文面は同じです。例えば全体事項、1番、助言案2として引かれていますが、これは実は4番でなければならないと思います。

○原嶋委員長 審査部あるいはJICAの側、どなたか確認を取れますか。環境レビュー方針の2番は明らかに4番ですよ。レビュー方針の中で助言2と言われているものは助言4になるわけですね。あと、環境レビュー方針で助言5と言われているものは6になります。ずれが出ていますけれども、この点、確認はよろしいでしょうか。審査部、小島さん。

○小島 大変失礼しました。番号と内容が一致するように改めて確認します。

○原嶋委員長 まず、全体の数は7、8個あるはずですがけれども、1個ないんですか。それは別に出していないのかな。1番目、冒頭は全体事項なのかな。助言は8個を確定させていただきましたけれども、環境レビュー方針、再レビュー方針の中には7つしかないように、今、ざっと見たら。

○小島 それは助言8番、RACについて述べてある文章が見つかりませんので、それもまた番号がおかしくなっていますね。失礼しました。

○原嶋委員長 助言1が入っていないの。助言1は入っていますか。

○掛川委員 入っています。

○原嶋委員長 どうぞ。

○米田委員 助言一つを二つに分けましたので、それで、一つ増えたという形になっています。それはモニタリングに関する助言で、今の助言、再レビュー方針の4ページ目にあります情報公開のところ助言案4というのがありますけれども、これが二つに分かれて社会配慮と環境配慮に分かれましたので、それで番号が一つ違っているという状況です。

○原嶋委員長 わかりました。

では、これは内容的な問題というよりは、簡単に言うと、記載の不適切さということで、掛川主査、よろしいでしょうか。事務局のほうで修正するという形になりますけれども、ご了解いただけますでしょうか。

○掛川委員 すみません、私のほうも番号がきちんと対応しているか、確認してみます。

○原嶋委員長 いろんないきさつがあつて。

○掛川委員 内容は問題ないです。

○原嶋委員長 鋤柄委員、どうもありがとうございました。

では、事務局のほうで事業部と調整して正確に反映させるように、文書の修正をお願いしてよろしいでしょうか。

○小島 修正して、最終的に固める前に主査には見ていただこうと思いますので、大変失礼しました。

○原嶋委員長 公開するものも、そういう形で当然、修正したものということでお願ひします。

今の点、環境レビューの再方針について記載の簡単に言うと誤りを少し直すということについて、委員の皆様、ご了解いただくということでもよろしいでしょうか。何かありましたらご発言いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。どうぞ。

○錦澤委員 文章の内容が古い文案が使われているようですので、最新バージョンで作っていただければと思います。その点もご確認をお願いいたします。

○小島 承知しました。すみませんでした。

○原嶋委員長 それでは、本日、確定した助言文を基に直すということでお願ひします。よろしいでしょうか。

○小島 わかりました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、一応、本件はこれで締めくくりとさせていただきます。どうも改めまして、掛川主査、どうもありがとうございました。

○掛川委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、小島さん、休憩ですか。

○小島 5分ほどいただければと思います。

○原嶋委員長 それでは、20分に再開ということで休憩させていただきます。お願ひします。

○小島 お願ひします。

15:16 休憩

15:21 再開

○原嶋委員長 それでは、再開させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、続きましてワーキンググループの助言文の確定ということで2件目でございます。ブラジル国サンパウロ州沿岸部衛生・環境改善事業です。この件につきましては、作本委員に主査をお願いしておりますので、まず、ご報告をお願いいたします。

○作本委員 作本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

つい1週間前、6月28日にワーキンググループをやったばかりの案件です。それで、鋤柄委員、寺原委員、林副委員長と作本が参加させていただきました。配付された際の資料がこちらにも入っておりますけれども、全体で61の質問、コメントが提出されまして、これを今日の7つの助言と一つの論点に整理させていただきました。私からご紹介した後に、委員の皆様あるいはJICAの皆様から補足なり、修正もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、案件のまず背景からご紹介させていただきます。今年5月14日の全体会で既に説明があった案件であります。サンパウロ州沿岸の9都市で、下水道の未整備によって汚水がそのまま河川や海岸に排出されてしまっているということで、沿岸部と海洋環境に汚染を生じさせているということです。あと、もう一つは飲み水、上水道の供給が必要だよということで、この案件がブラジル・サンパウロ州側から申し入れられたということです。

一つは、これは現在のものが後続の案件でありまして、これ以前にも既に関連のサンパウロ州沿岸部の衛生改善事業というようなものが行われてきました。そういうことがあって、それを引き継ぐ後続事業ということであります。国の考えとしましては、2033年までに下水道の接続率を90%まで引き上げたいと。現在、82%、2020年段階で。それを90%まで引き上げてもらいたいというような要請があったそうです。と同時に、上水道、飲み水の確保ということです。

事業そのものの内容を見ますと、サンパウロ州沿岸部、バイシャーダ・サンチスタ地域と呼ばれているようですが、その9都市に関わる案件なんですけど、ともかく10か所の下水処理場を拡張すると、広げるといふことと、次に我々が最も議論を集中させたところの新規の建設1か所、この新規分の要は保護区での建設を伴う点であります。今のは下水道でありますけど、上水道では配水池、これを1か所新設したいというようなことがあります。あと、それぞれの接続の配管等の事業も伴っております。

ところで、今、申し上げた11か所、新設1か所を含めた、このうちの1か所が保護区の中にあるということが我々は頭を悩ませました。今回、特にGuarauというところなんですけど、Guarauの保護区、ここが環境保護区に指定されておまして、ここの中に下水処理場を新設したいということが入っておったことが私どもの大きな課題となりました。また、事業実施の10か所についても保護区の中に入っておまして、既存の用地を利用したりとか、森林伐採を伴わない用地を拡張したりするということが予定されております。

今のを数字のうえではっきり申しますと、ちなみに全体11か所の下水道処理施設、対象地区で拡張なしで1件、既存敷地内の拡張が7件、敷地外の近接地に拡張したいというのが2件、今回のGuarauという1番議論になったところなんですけど、全くの緑地、ここに新設するというのが1件というような構成になっております。

先ほども申し上げましたけれども、ブラジルの自然保護区の中にあるということと、さらにラムサールに2017年に登録となっておりますが、その湿地にも含まれる。あと、IUCNのカテゴリ5の指定区域にも該当するということが含まれているというようなこと、主にGuarau地区の下水処理場設置に関して議論が集中したということです。Guarau、この地区のためにカテゴリ分類もカテゴリAに指定されたというようなことをJICAさんからの回答でいただきました。

それでは、具体的な論点のほうに入らせていただきたいと思います。

全体の事項といたしましては、こういう上下水道の改善に伴って、よく議論される場所でありまして、いわゆる管理維持費の費用がかさむ、それを住民負担にということがよく議論されるわけでありまして、全体事項の1番であります。将来の維持費確保のための値上げの必要性に関し、今回、財務分析を行って確認していただいて、もし仮に料金の値上げ、下水道料金とか上水道の料金引上げを伴うような場合には、関係住民に対して十分な事前通知周知、こういうものを行っていただきたいということでもあります。

2番目に入ります。2番目はサンパウロ州で上下水道改善事業への協力が行われた経緯があると。先ほど申し上げましたけれども、既に過去に類似の事業があったと。その前後関係をきちんと整理していただいて、旧事業で残されていたような懸念事項、または本事業に関わるような上位計画、こういうようなものを説明して、DFRにきちんと書き込んでいただきたいというようなことがあります。というのは、いろいろ、これまでの議論でプラスチックごみも廃棄物の分野で違う分野かもしれないんですが、廃棄物がごみとして汚水処理場へ入り込んでくると、大きな悩みであるというようなことも指摘されたことがあります。そういうことで今のが2番です。

次に、代替案なのでありますが、代替案に関する3番なんですが、これは次の論点にも繰り返し、これを入れて強調させていただいております。この3番において、保護区内で新たに建設を予定しているGuarau地区の処理場について、保護区指定以前から住民居住が既に進んでいたこと、起伏のある地形で長距離汚水圧送に関するパイプ破損、漏水リスクを伴う代替案の技術的困難さ、当該事業の保護区への環境負荷を軽減させるための効果、あるいは排水処理サービスに係るところの公平性、こういうような背景があるということをごきちんと説明してくれということで申し込んでおります。ご存知のように保護区内での事業実施というのは、できるだけ回避するよという考え方がありますので、JICAガイドラインがありますので、それに対してきちんとそういう必要性、あるいは背景というものを明らかにしてくださいということがこの3番であります。これについてはまた後の論点で繰り返しになりますが、全委員からこれは強調された点であります。

4番目、環境社会ガイドラインのFAQの26ページにありますけれども、あるいはガイドラインそのものの別紙1に記載されておりますけれども、例外的に保護区内で事業を実施するような場合には、5つの条件が付されております。ここでは特に追加プログラムも示すよというよということで、FAQの中で書かれておまして、これに関して積極的な内容を検討したうえで、これをDFRに記載していただきたいという、そういう要望であります。この追加プログラムの内容は何でしょうかよということで、JICAからの回答によりますよと、JICAの回答表18番でありますよ、調査の実施あるいはCPや地方事務所、先ほどの水道公社などとの協議を実施して、Guarau地区における水質や廃棄物についての環境教育プログラム、あるいは追加的な水質モニタリングの実施、こういうようなものを検討しているよということで、追加プログラムについてJICAサイドは検討されているよというよような回答がありました。

次に5番に入ります。スコーピングマトリクスでありますけれども、現在、下水処理水が沿岸部を汚染しているよということで、ここは海洋景観保護地域ということになっておまして、この水質改善のためのモニタリング実施をブラジル側に提案するよということをDFRに書いていただきたいということをお願いしております。

次の6番、COVID-19ですけれども、いわゆるコロナが実際、調査実施においていろんなマイナス面の影響、実施上の課題を投げかけているのではないかと思います。そういうよということで、現地調査を行う場合に規模・回数の変更、ステークホルダーミーティングの開催等についていろんな課題がある場合、影響を受けている場合に、これをDFRに記載してくださいということが6番目であります。ご存知のようにブラジルではなかなか、コロナワクチンがまだ行き渡らないよというよよということで、今、大統領もワクチン供給関連の大きな問題を抱え、裁判所の決定の下に追及されているよよということがあります。

次に7番目、最後であります、環境配慮でGuarau地区住民とラムサール湿地との関係について、利用状況あるいは相互の影響について現在及び将来計画を把握して、これをDFRに記載してくださいという意見がありました。なぜかという、コロナの関係もありまして、Guarau地区住民とラムサール湿地利用の関係については、書誌情報が多かったような気がいたしました。あるいはあまり記載されていなかったというようなことで、この利用状況、相互の水利用、その他いろいろありますが、相互の影響について記載するよう、これを求めたものであります。

ここからのやり取りの中で明らかになったことが一つあります。ラムサール湿地との関連で、配水池及びポンプ場の出水量の増加によって湿地が影響を受けるのかというようなことがありますけれども、浄水場の取水源というのは別のイタニャエン川水圏に属するものであって、直接、ラムサール湿地への影響は及ばない、直接的な影響が及ぶ可能性は低いというような回答をJICAからいただいております。あと、Guarau地区での水質調査の実施等は行っていただくというようなことがここに含まれております。

次の論点であります。先ほど助言3で既に申し上げた内容と重なるところがありますけれども、とても重要なことかと思ひまして、よりわかりやすくというか、整理して、ここにまとめていただいております。代替案の検討、Guarauの下水処理場の保護地区内で立地の是非、これが標題であります、Guarauの下水処理場についての代替案検討において、保護区内での立地の是非について議論が為され、JICA側からは次の4点の説明が為されました。

1番目は、下水処理対象地には保護区指定以前から居住が既にあった、進んでいた、人が既に住んでいたということがあったということをはっきりさせること、2番目、他の代替案の技術的困難さや環境負荷が与える維持管理上のリスク及び経済性、こういうような課題が既にあるということをはっきりしていただく、3番目、保護区内であることを理由として下水道設備の整備を行わないということに関する社会サービス上の公平性の問題、そこに人が住んでいるということですから公平性の問題がある、4番目が下水排水状況の改善に伴い、保護区内の汚染の軽減が見込まれる、期待できるというような、こういう説明がJICA側から為されました。

それに対して委員からは、原則、保護区以外での実施を求めるといのがガイドラインの趣旨でありますから、これに沿って保護区内での実施については、できるだけ慎重な検討を行うべきであるというような指摘を行ったということになります。今、申し上げましたとおり、これは助言3でも出ておりますが、これを繰り返し、重要な論点でありますので、特に4つに整理して紹介させていただきたいということがあります。

以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 作本委員、どうもありがとうございました。

それでは、まずワーキンググループでご参加いただいた、鋤柄委員、寺原委員、林委員、もし補足などがございましたらご発言を頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。林副委員長、お願いします。

○林副委員長 作本委員のご説明で大體、全く問題ないと思っはいるんですが、代替案のところであった論点3のところなんですけれども、代替案として提示されたものが、今、案として提示されているのが保護区の中の事業というやつで、もう一つ、代替案と提案されていたのが保護区の外側に複数設置される施設の一部に送水するというか、配水を持っていく、その代わりパイプをつな

ぐという、そういう案だったわけですがけれども、それが他の代替案の技術的困難さや起伏のある地形での長距離汚水圧送に関するパイプ破損、漏水リスクというところになっています。要は途中に山みたいなのがあったりして、結構、長く排水汚水を流すというようなものの技術的困難さとパイプが破損したり、漏水するようなことがあったときのリスクが高いという技術的困難さの関係で、中に設置する案を提案されたという背景があったということです。補足です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

寺原委員、鋤柄委員、いかがでしょうか。どうぞお願いします。

○寺原委員 寺原のほうから特に補足することはありません。ありがとうございます。

○鋤柄委員 鋤柄です。特に補足はございません。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、恐らく保護区の問題を中心にご意見があろうかと思しますので、ご発言いただきますけれども、まず、日比委員ですか。

○日比委員 保護区の中での事業の提案ということで、非常に懸念はしておりましたけれども、助言には追加プログラムも含めて入れていただいておりますので、私のほうからは特段追加する点はないかと思っております。ありがとうございます。

○原嶋委員長 米田委員、お願いします。

○米田委員 二つあります。一つは保護区に関係なくて、助言文なんですけれども、助言文の1番で、最初にぱっと見たときに値上げというのが何の値上げだかわからないなと思ったんです。先ほどのようなご説明によると、上下水道料金の値上げということのようですので、助言文の中に上下水道料金等の値上げなどというふうに追記したほうがいいかなと思ったのが1点目です。

2点目は先ほどの保護区に関連で、案件概要説明のときに質問させていただいたんですが、処理場の場所、位置を保護区の境界の外に少しずらすというか、そういう選択肢はないのかなと思っていたんですけれども、その辺は先ほどの林副委員長のご説明だと、そういう代替案はなかったようなんですけれども、そのあたり、ほかにあり得ないというところを委員の皆様は納得されたのかどうかということを含めて、どなたかに伺いたいと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

この後、松本委員からのご発言をいただいた後にJICAの側から少しコメントいただきますけれども、松本委員、聞こえますか。

○松本委員 ありがとうございます。

私も同じ1番目、全体事項の1番目なんですけれども、値上げが必要になるような場合は、十分な周知を行うというふうにかかれていましてなんですけれども、今回、スコーピング案の助言委員会ですよ。十分な周知というのは、本格調査のプロセスの中で必要性を説明することとか、この十分な周知というのがよくわからなくて。そもそも、値上げするのであれば住民としっかり協議しながら、しかるべきプロセスで意思決定をしてほしいとは思いますが、ここで十分な周知という書き方をされていることの趣旨をご説明していただきたいと思いました。これは委員のほうにお願いしたいと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。奥村委員、聞こえますか。

○奥村委員 私はまた別の話なので、一旦。

○原嶋委員長 とりあえず、ご発言ください。できれば短めにですけれども、お願いします。

○奥村委員 助言ではなくて回答表のほうで、作本委員から廃棄物、汚泥処理の話が出ていて、現状を調査することとJICAから回答があったんですけれども、できれば現状を調査することだけではなくて、この事業が生じることで発生する、増える下水汚泥がどこで処理されるのか、既存の埋立処分場のキャパは十分なのかとか、あと、もし新設するのであれば適切なところに新設が為されるのか、増えた分が適切に処理されるのかということまで確認いただければなと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、まず保護区の問題について林副委員長からは保護区外の家もあって、それについていろいろ技術的な問題で除外されているということのご指摘があって、あと米田委員からは少し考えられないかということです。5条件について、これは該当するということを確認したいんですけれども、どなたに聞いたらよろしいでしょうか。これは事業部の方ですか。5つの条件を一応示されているんですけれども、5条件について実施可能な代替案が存在しないこと、国内法で認められることなど5つあるんですけれども、これについてはどのように考えているか、もう1度、念のために教えていただきたいんですけれども、どなたでしょうか。中南米部ですか。どうぞ。

○丹下 委員長、どうもありがとうございます。中南米部南米課の丹下と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今、審査部のほうで提示していただいているとおり、事業全体の場所につきまして、特に5条件のうち、ほかに場所がないのかという話の点についてご質問でしたので、確認させていただきますと。

○原嶋委員長 5つあるので、ほかに実施可能な代替案がないのか、国内法上、認められているのか、5つあって、最後の追加プログラムについては先ほど作本主査からもお話がありましたけれども、その点、一通り簡単に教えてください。

○丹下 今、音声之急に切れてしましまして、もう1度、すみません、繰り返していただいでよろしいですか。

○原嶋委員長 要は5つの条件があります。5つの条件について事業部として確認されているかということです。実施可能な代替案はないか、国内法上、認められているか、管理計画を順守できるか、ステークホルダーと協議するか、追加プログラムを実施するか。この5つですけれども、これは全部確認されているかということをお教えてください。

○丹下 お待たせしてしましまして申しわけございません。

JICAガイドラインとのまさしく5条件との整合性という点につきましては、全て確認させていただいているところです。まず、法令と自然保護区、自然文化保護遺産のために特定した地域は代替案が存在しないことという点につきましては、今回、私どものほうで確認させていただきましたのは、今回の取水の対象とする地区全体がラムサール指定湿地である保護区内に位置しているということで、現在は下水が処理されずに公共水域に排水されている状況であり、早急な対策が望ましいという状況であること、それから、当地区の汚水処理対策として、保護区外での処理を比較検討した場合においても、ポンプ場や下水送水管路は保護区内に建設せざるを得ないという点につきまし

でも確認しております、いわゆる技術的な難易度の観点から、代替の場所というのを保護区外に持っていくことは難しいという話について確認した次第です。それから、この開発行為が相手国内の国内法上、認められている点につきましても、この点については確認済みということでございます。

今後のプロセスにおきまして、一定の開発行為は認められているので、特別な手続はないものの、環境ライセンス取得手続の早期の段階で環境審査機関というところとも、非常に緊密に協議しながら進めていくという点につきましても、ワーキンググループにおいても委員の方々にも説明させていただき、本調査において実施していくことを確認しているところでございます。

それから、プロジェクトの実施機関等が地域の法律や条令、保護区内の管理計画等を重視することにつきましても、下水処理の建設というのは環境管理計画に合致しているということでございますので、今後、その計画を入手し、さらに精査していくということについても説明させていただきました。

管理責任機関、その他の地域のコミュニティ、そして、適切なステークホルダーと協議して事業申請の合意が得られるという点につきましてはですが、本業務内の手続、協議、調査を通じ、少なくとも用地権者であるペルイベ市というところとは協議済みですが、業務内で調査を通じましてコミュニティやステークホルダーとの協議を行う予定であるという点につきましては確認しております。

それから、この地域は保全の目的に従って効果的に管理されるために、プロジェクトの実施機関等が必要に応じて追加プログラムを実施することという最後の条件でございますけれども、森林伐採を行う必要がありますので、代替植林を行う計画であるということでございます、詳細は今後、ICMBio、それから、CETESBというブラジル側の関係機関と協議して決定していくという点についても確認させていただいた次第でございます。

お答えになっていれば。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

その後、助言文1についていろいろと、まず、石田委員、手短にお願いします。

○石田委員 手短ということなので、4番、助言です、処理水の放流、その下流のことをモニタリングしてほしいという趣旨は理解できていいと思うんですけれども、水質は処理水なので良くなっているということをモニタリングしてほしいということ、ちゃんと良くなっているかということ、モニタリングしてほしいということでしょうか。それとも、またはそれに加えて、処理水放流がうまくいかなくて水質が悪化するというようなことが起きるとい、そういうことも懸念されているということなんでしょうか。そのあたりを教えてくださいませんか。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

日比委員、手短にお願いします。

○日比委員 先ほど保護区での事業実施5条件について確認いただいてご説明いただいたんですけども、その中で最後の5番目のところ、追加プログラムについてのご説明で代償植林について触れられていたんですが、代償植林自体が駄目ということはもちろんないんですけども、保護区における開発行為における追加的なプログラムとして、代償植林というのが果たして適切なものなのかという疑問を感じました。保護区の保護目的に沿って、かつ特に自然保護区ということであれば

生態的な状況等も勘案したうえでベストのアプローチを取る必要があります、必ずしも代償植林が保護区における事業実施条件としての追加プログラムとして最適なのかどうか。代償植林をどこでやるかという課題もあると思うんですけども、保護区自体の保護効果が高まるような方向で追加的プログラムを検討すべきではないでしょうか。例えば管理能力を上げるとか、あるいは詳細なデータを収集する、それらをモニタリングできるような仕組みを入れるとか、具体的な方法はいろいろあると思うんです。保護区での事業を実施するうえでの追加プログラムとして、代償植林、代替植林というのはより慎重な検討が必要なんじゃないかなというふうに思います。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、1番目の助言文について、米田委員と松本委員から若干コメントがありました。5番目の助言については石田委員からコメントを頂戴しています。その前に問題は追加プログラムの内容なんですけれども、丹下さん、追加プログラムの内容については、ワーキンググループでもいろいろ中身が出てきたと思うんですけども、今後、追加プログラムというのがとても重要になってきます。追加プログラムをどのように決めて、私たちがどう関与するかということも、もしかしたら話が出たのかもしれませんが、追加プログラムということが今後、非常に大きな、先ほどの代償植林の問題もそうですし、どのように決めて、どのようにオーソライズされていくんでしょうか。それについて、作本委員、何か議論が出たら教えてください。まず、丹下さん、お願いします。

○丹下 追加的プログラム自体につきましては、ブラジルの国内法上、必ず実施しないといけないというふうな整理にはなっていないというのは、先ほどご報告を申し上げたとおりです。この当該地域自体は開発行為を行うことが可能とされており、これに対して今回、JICAの事業ということで借款事業ではございますけれども、それを実施するに当たって、当該保護区内において具体的に発生する負の影響ということで森林の伐採を行うという点につきまして、今回、それに対応するために代替植林を追加プログラムとして、まずベースラインとして検討してみるということについて記載させていただいたものです。

調査を通じて関係機関と確認いたしましたし、追加的な話としましては、そのほかにも今、辻さんのほうから提示していただいておりますけれども、例えば現時点ではGuarau地区における水質廃棄物に係る環境教育プログラムであるとか、あるいは追加的な水質モニタリングなどの実施を検討していくということで、先ほど日比委員からもご指摘いただいたとおり、まさに保護区内における開発行為というのが保護区をさらに保護していく目的に沿う形で、適切な追加プログラムというのをデザインしていくということをこの調査の中で実施していければというふうに考えております。

お答えになっていればと思いますが。

○原嶋委員長 作本主査、いかがでしょうか、今の点は。

○作本委員 今、追加プログラムの紹介を考えておられることをご紹介いただいたんです。回答欄の中でもこのようなご指摘もあったんですけども、ただ、私どもは追加プログラムが仮にあったとしても、基本的な考え方としてはできるだけ保護区の中での新規の事業を行うというのは、とりわけ回避していただきたいということがあるのではないかと。その意味では、どのようなプログラムが出されるのかということに我々は注視すると。かといって、これで十分ですねというのは言い切れない立場にあるのではないかと思います。そういうことで、今の中南米の方の追加プログラムの提示は結構だけれども、それは私どもにとって、だから、これで十分ですねとか、賛成ですね

というわけにはいかないというような気がいたします。

もう一つ、日比委員からありました代償植林なのでありますけれども、代償植林を地域内に、地域外にということがありますけれども、今回、森林伐採を伴う下水処理場の建設が何か所があるわけです。それを全て当該地域外の保護区でとなる、その他の基準についてはあまり議論しなかったような気がいたします。ただ、Guaraulに関しては新規の今、森林というか、緑の状態にあるところで木を切るということについては違和感を感じたということがあります。

以上です、とりあえず。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今、ご指摘のことも含めて4番にありますけれども、ドラフトファイナルレポートの段階で追加プログラムについては、もう少し具体的な内容が示されるということですのでよろしいでしょうか、丹下さん。

○丹下 結構です。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 わかりました。

それでは、作本委員、実は1番の助言について。

○作本委員 すみません、ありがとうございます。米田委員のおっしゃるとおりで、こちらの言葉足らずかと思えます。私の勝手な理解ですけれども、上下水道に係る利用料金等の値上げの必要性ということで、米田委員のご回答に対応したいと思います。申しわけありませんが。

○原嶋委員長 あと、松本さんからのご指摘で十分な周知ということは、松本委員、いかがでしょうか。このあたり、文章としてもし。

○作本委員 私どもは、この文章は一方的だという感じを印象としては持っていたわけですがけれども、ここで財務分析、FIRRでしたっけ、こういうようなものをきちんとやっていただいて値上げの判断が必要になるのかどうか、既に上下水道は両方とも有料化されていると。特に今のところ、値上げの必要は考えられていないというようなことがありましたから、そういうことで万一、値上げになるような場合には知らせるようということを行いました。ただ、ここで関係住民と協議するとすると、必ずしも値上げがあり得るとは限らない。というのは、ないかもしれないというようなことなので、ソフトな表現としまして一方的に周知を行う、あるいは協議の後かもしれない、値上げが決定されるのは、万一ですよ。そういうような場合には、十分な周知を行うことという消極的な表現になっております。

○原嶋委員長 松本委員、いかがですか。

○松本委員 ガイドライン上のプロセスは、今回はスコーピング案ですから、この後、調査が行われて、その中ではA案件であれば当然、住民協議が行われるわけですね。ですから、それを前提に考えれば別にそれは押し付けでも何でもなく、値上げが必要となる場合は関係住民に対して十分な周知の上、住民協議を行うことというふうに書いてはいけないのでしょうか。

○原嶋委員長 作本委員、いかがですか。

○作本委員 私自身は協議の対象事項に加えるものですが、実務上も問題なければ、そのように書いていただきたいと思います。JICAの担当の方に教えていただきたいと思います。

○丹下 松本先生、どうもありがとうございます。作本先生も解説をありがとうございます。

実務上の問題としては、この事業の直接的な因果関係として値上げというのが予定されるという

ふうな形にはなっておりません。サンパウロ上下水道公社は多くの事業を実施しておりまして、その全体の投資計画とそれに基づく今後のいわゆる財務計画というのが提出されておりまして、その範囲でこの事業が既に位置づけられておりますので、今後の料金の改定計画において、この事業というのは既にカバーされているという状況にあります。従って、住民に対してこの事業の直接な関係として、値上げを行いますというふうな形のプロセスが経られるということのインパクトは、特段発生しないというふうな形になってございます。

○松本委員 そうすると、この将来の維持費確保というの、要するにJICAの支援対象事業の維持費確保という意味ではないんですね。

○丹下 この点も松本先生がご指摘のとおり、ワーキンググループでも作本先生をはじめ、委員の皆様からご指摘を賜りまして、要するにJICAガイドラインとの関係では、どういうふうに説明していくのかということでございましたので、若干、そこが踏み込んだ回答というふうな形ではなくて、現実起こりそうな回答ということで、論点として触れていただいている形にはなっているということではございます。

○松本委員 なるほど。ただ、この文章だけを見た人が将来、何か研究であるとか、あるいはほかの過去の教訓とかいうようなことでこれを見たときには、当然、今回の対象事業の維持費確保のためというふうに読んでしまうようには思いました。今のご説明でわかりましたけれども、普通に読めば、このプロジェクトの維持費確保のために値上げが必要であればというふうに読むと、これは調査の中の住民協議で説明するというふうになるんじゃないかというふうに思ったので、それは今後に対しても重要なことですので、誤解のないように記載されるのがいいんじゃないかなと思いました。

私は以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、作本委員、十分な周知など適切な措置を講じるでいいですか。

○作本委員 もし協議という言葉がどうしても必要になるなら、十分な協議ないし周知を行うことと。

○原嶋委員長 一応、案として十分な周知など適切な措置を講じる。入れていただけますか、文字を。

○作本委員 わかりました。助かります。

○松本委員 ごめんなさい。今の丹下さんの話によれば、このプロジェクトだけではないわけですよ。サンパウロ州の上下水道料金のことをおっしゃっているわけですよ。そういう理解ですよ。

○丹下 松本先生、どうもありがとうございます。

ここの維持費確保を記載いただいたときのワーキンググループでの議論を私が申し上げるのは大変僭越ではありますが、認識としてはこの事業の維持費の確保のために必要性が出る場合と。私どものほうから説明を申し上げたのは、既に維持費の見通し等を含めてサンパウロ州上下水道公社の全体の投資計画として承認を受けているので、この事業の直接的な因果関係として、追加的な何らかのいわゆる料金の改定というのが行われるということが、今すぐに生じるということは当然予見されていません。

ただ、万が一、それが必要になるようなことがある場合にはということでございましたので、その際は、その関係で一応念のため、財務分析をもう1度、確認すると、先方が今回の投資計画でやっていた事業費の算定、あるいは維持費の算定というのがどのように為されているかということを確認いたしました。それが適切であれば、当然、維持費確保のために追加的な何か今回の調査をした結果、上下水道料金等の改定ということは発生しないということになります。もし発生するというのであれば、十分な周知と適切な措置を講じるというふうなことでご説明いただいたところでございます。

○松本委員 ごめんなさい、早く終わります。

要諦を捉えれば、結局のところ、このプロジェクトの維持費確保のために万が一、値上げが必要になる場合に備えた提案であるとすれば、私は十分周知のうえで住民協議をするというふうに書いておかないと、今後、同様のプロジェクトで維持費確保が必要になった場合、別に住民に知らせて協議しないでいいという先例になることを恐れています。これは委員会に対して、あるいは作本さんに対しての私のコメントです。

○原嶋委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○作本委員 今の松本委員のお考え、ありがとうございます。

一般的にこれまで上下水道のこういう設備を提供してきた場合に、後から管理費が生じると。それに対してあらかじめFIRRで計算して、いくらの上上げが必要であるということを示す報告書が多かったんですけれども、今回はそういうのが見られなかったということがありまして、やり取りの間で特に必要と見込まれていない、必要なさそうだということがありました。念のために関係住民に対してはそれなりの対応が必要だろうということで、協議の対象とまで入れるのかどうかは、もし値上げがない場合は必要ありませんけれども、ただ、何かしらの手を打っておかなければというのが私からの考えでありました。これが悪い前例にならないことを期待しております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

小島さん、聞こえますか。

○加藤 審査部、加藤です。聞こえております。

○原嶋委員長 加藤さん、素朴な疑問ですけれども、有料の公共事業をJICAが支援した場合に、有料道路でも何でもいいんですけれども、その料金設定についてはどこまでがステークホルダー協議としては考慮すべきかという形式の問題。未来永劫、JICAのステークホルダーミーティングで議論するわけにはいかないと思うんですけれども、それはどこまでの範囲を見込むんでしょうか。一般的にはどうなるんでしょうか。公共事業で有料の場合に、料金設定についてガイドラインの中では、どこまでステークホルダーミーティングの範囲として捉えるというのは、私はどこまでが範囲かぴんとかないんですけれども、松本先生はかなり広めに取っているような感じもするんですけれども、何か考える指針はあるんでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。

特にガイドラインで明示的に言及している部分はないと思いますけれども、事業単体で徴収される料金とこの事業とが明確にリンクしていて、事業のサービス対象地域について事業で提供されるサービスとその対価としての料金が明確にリンクしているという場合には、その事業あるなしによってサービスから受けることのできる裨益内容と料金支払といったステークホルダーの生計等への

影響との間に関係性があるので、ステークホルダー協議の場でそういった情報の提供というのも求められてくる可能性はあるかと思います。ただ、本事業については、そこが明確に本事業とこの事業も含めたサンパウロ州全体の料金体系の改定の話は、直接的にリンクしているものではなく、料金改定については別の意思決定の下に行われるものですので、そうすると、時間軸も全く異なるものではありませんし、案件の性質によって料金との直接的な関係性の判断次第で取り扱いは変わってくるものと思われま

す。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

阿部委員、もしかしたら関連していればですけども、どうぞ、ご発言を。

○阿部委員 松本委員のご指摘に関して私も見解というか、意見を述べたいと思います。松本委員のご指摘は、恐らくは文書としてこの委員会の記録がどういうふうにあるべきかというところがかなり重要なところだと思うんです。委員会が提供を受けた情報に基づいて、その中でベストな判断、あるいは助言をするということが恐らく重要で、それが記録に残って後に研究者なり、あるいは関係者が見たときに、これはこういう情報に基づいて、こういう判断をしたということが明確になっているということが大事であろうという、多分、そういう若干手続面で厳格性といいますか、適正な扱いをかなりご指摘されていたと思いますので、もし今回の案件による料金への関係のリンクが明確に述べられていないのであれば、それについて触れるということは、今後、全てリンクがあるかないかに係る、要するにそういう情報が提供されていようがされていまいが、助言委員会としてそれに述べなければいけなくなっちゃうんじゃないんですかということをも、ご指摘されているのだと思うんです。

ですから、現時点でリンクが見えていないのであれば、松本先生を私なりに解釈するに、そこは書くべきではないんじゃないんですかという、そういうご指摘ではないかと受け取ったんですけども、そうしないと、関係があるものについては基本的に助言委員会でも今後、述べ続けないと委員会としての機能を十分果たしていないということにも受け取られかねないんじゃないかという、そういうご懸念を示したんじゃないかと思うんですが。

○松本委員 私はそこまでは申し上げていなくて、あまりこれに時間は使いたくないんですが、さっきの加藤さんのお話ですと、この事業だけじゃないとおっしゃっていますけれども、その前に丹下さんはこの事業の維持費だというふうにおっしゃっていて、私の理解が悪いのか、頭が良くないのかわかりませんが、おっしゃっていることがいろんな修飾語に隠されていて、言いたいことの核心が見えてこないんです。ですから、この事業の維持費確保のために値上げが仮に必要なのであれば、それについては情報提供したうえで住民協議の中で議論してほしいというのが筋ではないか。

例えば協力準備調査の前の段階の外務省の開発協力適正会議でも常に出てくるのは、今までの公共料金を値上げする、あるいは無収水のところを収水できるようにするために、貧しい人たちにさらに料金がかかってくるようなことがないようにしてくださいというふうにならざるを得ない状況で議論しているわけですね。従って、それは社会配慮の一部だと私は思っているんで、こういう場合に値上げが必要となる場合には、それを住民協議の中で説明していくというふうになると思います。この事業と関係ないのだったら、最初にサンパウロ州の上水道全体にしての維持費確保というふう

にするというふうになるかなと私は思っているんですが、ごめんなさい。こんなことであまり時間を使いたくありません。

○阿部委員 すみません、私も過剰に反応したかもしれないんですが、ただ、説明と文章は必ずも整合していないなというのは私も感じました。コメントになります。

○作本委員 松本さんをはじめ、いろんな方からのご意見をありがとうございます。

ただ、これは将来のことになっていきますので、今回の建設工事そのものじゃなくて徐々に利用料金の引上げ、そういう可能性も十分ありますよね。あるいは補修を行った。そんなときの必要性に対応して、こういう将来的な対応、適切な措置ということを考えております。現在の工事費、建築費、これについては一緒に合わさって値上げの必要がないということはJICAさんから示されておりますので、将来的には十分あり得るということになります。先ほどお話がありましたけれども、こういう公共料金に関して、上下水道ではこういうものがよく出てくるし、財務分析が事前に報告されるのが通常かと思いました。

あと、先ほど与えられた情報の範囲でもって調べれば足りるというような、私の聞き間違いかもしれませんが、そんなことをおっしゃいまして、私はそれには真正面から反対です。先ほど新幹線、インドの案件がありましたけれども、新幹線の建設について貧しい人が利用できなくなるということを経済的な格差として捉えれば、適切な料金設定、こういうようなものも含めて新幹線建設費の事業、JICA側から情報提供があろうがなかろうが考えるべきであって、与えられた資料の中で物事を判断するというのはおかしいと思います。

あと、松本さんのさっき外務省の評価報告、外務省がこのブラジル案件について事前に評価しておりますよね。特に廃棄物の問題でもってプラスチックが入っていてということで、今回の私どもの助言案の中でどうやって組み込もうかということで考えたんですが、結果的に監督官庁が違うということで、廃棄物に関してはきちんと調査するというようなことで押さえるということにしてあるわけですが、JICAさんから配付された資料だけに限定して議論するというのは、私は基本的には反対です。それでしたら何のために自分はやっているのかということが我々の可能な範囲で情報なり、考え方をできるだけ知り合いから聞くなりを含めて対応すべきではないかというのが私個人の考え方です。強要するつもりはありません。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、松本先生に1個だけ最後に確認させていただきたいんですけども、ガイドライン上のステークホルダー会議を2回やるという一般的なルールがあるんですけども、松本先生が全体として貧困層なりを考慮するというのはよくわかるんですけども、ガイドライン上のステークホルダーの対象事項として、当該事項の料金設定というのは含まれるという考えなんですか。

○松本委員 料金設定が貧困層に影響を与えるであるとかという可能性があれば、当然、必要だと思います。

○原嶋委員長 あと、事業が長年、ずっと長年、続いていくわけですから、将来、未来永劫までは多分、フォローできないわけですね。料金というか、それ以外のことでいろいろ変更していくわけですけども、あと、それぞれの国の中で公共料金の設定の手続きは多分いろいろあると思うんですけども、ガイドライン上のステークホルダー協議の言わば責任範囲として、料金というのは

どの段階まで時間的にもどういふふうを考えていらっしゃるんですか。

○松本委員 すみません、それを言うならば、十分な周知も未来永劫のことですかと私は聞きたいんですよ。これはスコーピング案の議論をしているわけですから、当然、ドラフトファイナルレポートを目指しての提言だと私は思っていたので、ドラフトファイナルレポートに向けて、十分な周知をするものだとばかり思っていましたから、100年後の将来の維持費の確保のために、今回の十分な周知なんてこと自体があり得ないというふうに思っているのです、どうも先ほどから私の頭が悪いのか、この議論がよくわからなくて。将来、つまりこのプロジェクトに関わったことでないとするならば、最初にそういうふうを書いておいてもらわないと、今後、プロジェクトの維持管理費の確保のための料金値上げが、この助言委員会のこうした協議の対象から外されることを懸念しているので、このプロジェクトに限らず、今後の話であるならば、そういうふうに最初を書いておいてほしいというのが私の希望なんです。それがどっちなのか、両方とも、でも、このプロジェクトではとか、でも、何とかはと言われてしまうので、どこに焦点があるのかが私もよくわからなくて、私が言いたいのはそこです。

○原嶋委員長 わかりました。

多分、心配されていることは皆さん同じなんでしょうけれども、線引きの仕方が違う感じがするんですけれども、松本先生、いかがですか。多分、内容的にすごく我々が考慮するということについては賛成していただいていると思うんですけれども、周知とか措置とか協議とか、具体的に何をするのかというのとどこまで責任を持つか、そのあたりは整理されていないんでしょうけれども。

○松本委員 恐らく作本さんの話を聞くと、協議を入れるよりも最初のところに入れる、つまり、私が最初に申し上げたかった、この事業にかかわらずということだと思っているんですよ。本案件と直接関係なくても、将来の維持費確保のためにというふうに書いていただければ十分な周知でも構わないと思っはいるんです。でも、この案件で値上げの可能性があるとすれば、協議の中で取り上げてほしいということなんです。

○原嶋委員長 逆に言うと、本案件にかかわらずということになると、余計なお世話というか、言葉が悪いですけども。

○松本委員 でも、皆さんが話しているのはそうだと。この関係しているかどうかはわからない。

○原嶋委員長 そこまでは、線引きが難しいですけども、全く無関係なところでブラジルで公共事業の上下水道の料金が上がる、上がらないということについて、ここで考えているとは考えられないんです。

○松本委員 でも、委員長が未来永劫とおっしゃっていたぐらい。

○原嶋委員長 未来永劫というのは極端な言い方ですけども、でも、同じ事業の中で将来ってありますよね。JICAのお金で造ったものが、100年後と全く関係ないものとはまた違うと思うんですけども。

○松本委員 でも、本案件自体は本案件じゃないんですか。本案件に関係ない、要するにその後、5年ぐらいしたり、10年ぐらいした場合は案件からは離れますよね。我々が今、調査している案件ですから、くどいようですが、スコーピング段階での今は助言委員会で、これはドラフトファイナルに向けての助言なので、ドラフトファイナルに向けてどんな助言をするのかというふうには私は考えているんですけども、だとすると、当然でありますけれども、この案件について値上げが関係

するのだったら周知の上、協議してほしいと。この案件と直接関係しないのだったら、ドラフトファイナルレポートの段階で助言してほしいと、スコーピング案じゃなくて。スコーピング案というのは調査のスコープを決める段階ですよ。今、そうですね。

○原嶋委員長 そこを厳格に。

○松本委員 だって、スコーピングを今、議論しているのに、スコーピングから大幅に離れた、本来、ドラフトファイナルレポートの段階で言うような提言が入っているからよくわからないといえはよくわからないんです。

○原嶋委員長 そう言われれば、その点はおっしゃるとおりだと思いますけれども、確かにスコーピング段階ということにすごくこだわれば、先取りした助言であることはご指摘のとおりですよ。それはご指摘のとおり。

○松本委員 僕はスコーピング段階の助言なので、この案件において値上げの可能性があるということが本格調査でわかってきたのであれば、もしです、もしわかったのであれば、それはドラフトファイナルに向かう住民協議の中で説明してください。十分な周知というものでは、ドラフトファイナルに向けての調査の中では十分ではないんじゃないでしょうかという意見です。

○原嶋委員長 わかりました。確かに内容的には、ドラフトファイナルレポートの段階で議論するような内容の問題であることはおっしゃるとおりです。

ほかの委員の皆様、何かございますでしょうか。そのあたり、いろいろご意見があるようですけども、あと、奥村委員から廃棄物の下水の汚泥の問題と、石田委員から5番目の助言についてコメントいただいておりますけれども、石田委員、この助言文そのものについてはいかがなんでしょうか。助言文そのものということではなくてということで、今、すみません、繰り返しになりますけれども、水質モニタリングの実施について先ほどコメントを頂戴しているんですけれども。

○石田委員 文章自体はそれでいいんだろうと思いますが、どういう傾向をモニタリングしたいのかわかりたいなと思ったんです。処理水を放流しているのだから、良くなるだろうという文脈でもあるのだから、そうじゃなくて、処理水放流に手間取ったりして、慣れていなくて事故が起きて悪くなることもあるのかなという、そういう懸念も含まれているのかなという、そういうところを知りたいと思ったんです。

○原嶋委員長 作本先生、何か。

○作本委員 ありがとうございます。

今の処理水と海岸、この辺りで海水浴場がかなり汚染の被害を受けているというようなことがありました。今回、水質改善事業を行うことによって、さらに悪化するということは考えられないと思いますけれども、ただ、十分な安全な基準まで達する、今回の事業を通して達せられるのかどうかはまた別問題でありますので、ここではモニタリングをやってくださいというようなことをブラジル側に申し入れるというようなことは、必要なことではないかと思います。かなり海水浴場の悪化というものがいただいた資料の中で指摘されておったことであります。

○原嶋委員長 石田委員、いかがですか。

○石田委員 また、わからなくなったんですけども、海水浴場による大腸菌なり、いろんなものが出てきて悪化しているという状況の中で、処理水だからかなり大量に出るわけですよ、処理水を放流すると。処理水を放流すると環境が中和されるというか、海水浴によってすごく悪化してい

る水質にある程度、処理されたきれいな水が流れ込むことによって今の状況よりも良くなることを期待されて、それで水質モニタリングをやってくださいということなんではないでしょうか。水質モニタリングの意味がよくわからないんです、今の。

○原嶋委員長 水質モニタリングの意味というのはどういう。

○石田委員 何のためにモニタリングをしたのか。今、言われた海水浴場があって人で悪化しているところ、処理水放流によってどんどんきれいになっていくというようなところを見たいのか、だから、問題のシナリオですよね。それとも何か別のことを見たいのか。

○原嶋委員長 別のことというのは、水質を見たいわけですよね。水質が悪くならないように。

○石田委員 すみません、測るものは水質ですけれども、処理水放流という技術はどうもブラジルの場合はまだ未確定で怪しいところもあるかもしれない。なので、きちんと処理水が放流されてきれいな水が流れているかどうかをモニタリングすべきだという提案なのか、そこら辺がわからないんです。その背景というか。水質モニタリングをするというのは、放流先、下流の保護地域である海域の水質改善との関連ということで、処理水を放流することによって水質改善を期待されるという文脈が読めなくもないなと思って。水質モニタリングが水質を測るのはもちろんわかっているんですが、何のためにどうやって、どういうシナリオで水質モニタリングをさせたいのがよくわからないんです。

○原嶋委員長 どうぞ、お願いします。

○作本委員 今のご意見、ありがとうございます。

水質モニタリングの実施ということが、どっちを向かっているのかというご質問かと思うんですけども、大体、水質があるいは海水浴場利用に適しているのか、適していないのか、通常、用途別に利用目的別に水質の適正基準というのはできているんです。ですから、モニタリングを行うことによってまだ大腸菌が残っている。これなら海水浴には適さないという一つの判断の重要な指標になるんです。直ちにこれが改善されたかどうかということよりも、例えば海水の中にどれだけの大腸菌がいるかによって、測定結果によって用途別にこれは不適合ですよというような判断を下すための重要な指標になるということで、水質の基本条件に合わせた判断ができることになると、利用目的に合わせた判断ができるというふうに考えております。

以上です。

○石田委員 ありがとうございます。

そうすると、水質モニタリングをするのは海水浴場の汚い水がどう変化しているのかをモニタリングしたいということなんではないでしょうか。つまり、その場合は処理水放流はほとんど関係がないと。それとも処理水放流が海水浴場の水質を改善することを期待されているという前提なんではないでしょうか。量にもよりますが、量と流れによりますよね。

○作本委員 処理水放流をやめてくれというところまでは、この議論は言っておりません。ただ、処理水を海に流さなければならないという前提条件の下に、海水は今回、これで改善されるんじゃないかと一応の見込みを持っております。それでも、さらに先ほどの海水浴に不適合だということになれば控えてくれたの、さらに適合したただの、人の判断を下すことができるかと思えます。放流そのものをやめてくれという前提にこれは立っておりません。

○石田委員 放流をやめてほしいということは私も考えていませんし、放流をやめるわけにはいか

ないと思います。下水処理施設なので、処理して放流するのがお仕事ですから、ただ、処理水は多少きれいなわけですね、汚い海水浴場よりも。ただ、それを海水浴場向けに放流することで、海水浴場の水質が良くなることをシナリオとしてブラジル国は描いているので、それをモニタリングせよということですか。私が単純に考えたのは、処理している水そのものがきちんと期待された水質基準をクリアしている、そういう水を海に流している、そこだけを見るのかなと思ったんです。ただ、海域の水質改善という言葉があるので、ほかを知りたいなと思ったんです。単に処理水として海に出される出口のところの水質を見たいんじゃないかと、それによって海水浴場を含んだ海域の水質改善を期待されているのかなというふうにも読めたので、そこを知りたいなと今でも思っているんです、実は。

○作本委員 ありがとうございます。

今の污水処理場からの排出基準、污水を浄化して排出する際の排出基準という考え方と、もう一つ、海のほうに放流されて処理水の放流先での海の海水利用目的にあった質、水質がどうなった、良くなったのか悪くなったのかといういわゆる環境基準の両面があるかと思います。今、お話にあったのはむしろ污水処理場から污水をきれいにしたにせよ、排出した直後での排出基準に適合するかどうかという点と、あるいは海水浴といった利用目的に適合した水質モニタリングはどうかという2点がありますけれども、これは両方で書かれている、ただ、利用者の便からいけば海水の浄化も大きなターゲットになっているかと思います。この辺り、実際に現場へ行ったわけではありませんので、JICAの調査団の方にお教え願えればありがたいと思います。

○石田委員 調査団の方にお答えいただきなり、そういうことは2か所、少なくとも1か所は処理水が放流された出口そのもの、つまり、処理水の水質そのものを測ってほしいということと、それから、処理した放流水が流れていく、行き着いていく海水浴場の水質を測ると。海水浴場の場合、1か所じゃなくて数か所で測るんだと思いますけれども、海水浴場域が2番で、1番は処理水そのものの出口を測るとというのが1番。その2領域、2エリアを測るということでしょうか。

○作本委員 私が意図したのは、ここに書いてあるように海域の水質改善との関連でモニタリングと書いてありますけれども、海域での利用目的に合った水質改善を図ることを目的とした環境基準に関する文章でありますので、工場からの污水の排出は当然のように強制的に排出基準が適用されますから、そちらのほうはあまり意識しておりません。

○石田委員 わかりません。ますますわからなくなって、この事業ととりあえず関係ない海水浴の水質をこの事業で測りなさいというのはよくわからなかった。

○作本委員 海洋の保護地域というのは、いわゆるリゾートして収入源となっているというか、海水浴場があちらこちらでもって污水の被害を受けているということがありまして、そこを改善したいということも今回の事業の目的の中に入っているわけです。

○石田委員 すみません、私の勘違いでした。

○原嶋委員長 丹下さん、お願いします。

○丹下 大変僭越ながら、石田先生のご指摘の件につきまして、私どもが理解しました水質モニタリングの意義でございますけれども、現在、下水処理場がない状況でございますので、污水がいずれにせよ、人々が住んでいるところから垂れ流しになっていると。そこに対して下水処理場を建設するというプラスの効果を生み出すので、その効果が要するに環境に対してポジティブな影響を与

えているということをしっかりと可視化できるような形で、環境の水質モニタリングというものを行ってみると。

その結果、当然、良い効果が出るということが期待されるのですが、本当に良い効果が生まれるかどうかはわからない。それが生まれないとすれば、別のことが実は問題なのではないかということで、実際に例えば今、作本先生がおっしゃっておられたような海水浴場の水質が改善していないとすれば、原因が別のところにあるということですので、新たな措置を図らなければ実際に海水浴場の水質というのは改善しないという、そういうふうな問題に突き当たるのではないかと、そのように理解した次第でございます。従って、水質モニタリング自体は意義のあることだということで、今回の助言について理解させていただいたと、そのように考えております。お答えになっているでしょうか。

○石田委員 ご説明をありがとうございます。

水質モニタリングをやる意義は、私も海水浴場の水質、要するに海水浴場を中心とした観光客がいっぱい集まってくる海をきれいにしたいという、その水質をモニタリングしたいと。実際に下水処理工場を何か所か造るわけなので、家庭の雑排水とか、いろんな今まで海に流れ込んでいたものがきれいになって出ていこうと、流れ込まないできれいになって別の箇所が出ていこうという、そういう想定ですよ。

ただ、流入が良くなると、当然、水質が良くなるだろうという期待はされるわけなんです。汚れた物質が減らされるから、それは時間をかけてきれいになるんだと思います。そうすると処理水放流先、下流のというのは要らないんじゃないですか。むしろ、処理水放流先下流じゃなくて、これまで処理されずにそのまま流されていた河川や水の行き着く先である海域とか、そういうことなんじゃないですか。処理水とは関係ない気がするんですけども、今のお話だと。何でここでいちいち処理水放流先と入れるのか。

ただ、処理水放流先と入れられると私は迷ってしまって、新しい処理した水が、きれいな水が海洋環境保護地である、つまり、海水浴場のところまで流れ込むことによってプラスの効果を生むんだな、きれいな水を流し込んでより汚い水を薄めるんだなという意味にも取ってしまうので、すみません、処理水放流先下流は要らないような気がするんですけども、いかがなんでしょうか。

○原嶋委員長 丹下さん、どうぞ。

○丹下 ありがとうございます。

石田先生、私のほうの理解といたしましては、処理水の放流先というふうな限定がついたというより、別の言い方をすれば、この事業の対象の沿岸部の地域における水質モニタリングということなんだというふうに理解した次第です。今回、処理場を造る放流先ということで、そちらの事業の対象となっている地域における沿岸部の水質モニタリングを行うというふうな理解に立っていた次第です。その意味ではご指摘のとおり、文章のご提案をいただいたときに、そこを議論の焦点として問題意識を持たずにこの文章を理解していたという点はあったかと思いますが、この事業と無関係の地域の沿岸部まで水質モニタリングをしに行くというのはおかしいだろうということで、そういった意味で、この事業との直接的な因果関係を見出せるという意味で、このような記載をされたことについては、それなりの論理性があるかなというふうに納得させていただいたと。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

石田委員、結局、処理水放流先下流の海洋系景観保護地域である海域における水質モニタリングを実施するというのであればすっきりするという感じですか。

○石田委員 それでいいんじゃないでしょうか。私個人として、処理水放流先は要らないんじゃないかと思っていますけれども。

○原嶋委員長 いずれにせよ、処理水が流れて出ている海域のモニタリングをするということを考えていらっしゃるようですけれども、そういう形であれば。

○石田委員 もし処理水放流先下流という言葉がセットで離すのはいろんな関係上、いろんな意味上、困るということであれば、それについて反対はしません。

○原嶋委員長 全く流れ出ていないところまでなかなかカバーできないというのは多分、事業部ないし作本先生などのお考えで、海域における水質モニタリングということであればよろしいですか。

○石田委員 日本語として大丈夫なんですか。処理水放流先下流のとなっていますよ、枕言葉が。でも、実際に改善させたい地域というのは、改善させたい海域というのは今まで垂れ流しにしていた小河川などが流れ込んでいるところなんでしょう。それをはっきり書いたほうがいいんじゃないですか。処理水放流先は今まで垂れ流しにしていたところに並列する形で処理水がぱっと流れていくんですか。そういう意味で、処理水放流先下流という言葉は何か腑に落ちないんですけれども。

○加藤 石田委員からご指摘いただいた点は、まさに処理水が流されることが想定される川と、処理がされていない段階で垂れ流されているところの流れが異なる可能性というのは、確かにおっしゃるとおりだと思いますので、例えば処理水という言葉を変えて、事業対象地の下水放流先下流のというような事業対象地の下水という記載に直しますと、石田委員の問題意識にもお応えしつつ、作本委員の表現されたい点が網羅できるような感じもいたしますが、いかがでしょうか。

○石田委員 それでもし作本主査以下、皆さんがよろしければ、いいんだというふうに私は理解します。ありがとうございます。

○原嶋委員長 あと、寺原委員、鋤柄委員、林副委員長、いかがですか。長引いてしまって申しわけないんですが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。どうぞ。

○寺原委員 確かに海域の問題と処理水の放出、直近、違いがあると思いますので、作本委員のほうはいかがでしょうか。

○作本委員 今のJICAの加藤さんからのご提案、ありがとうございます。

そうしますと、新しくいただいた用語でいきますと、今度、さらに下流のというのは必要ないかなという気がするんですけれども、文章の並びが今、よく私も整理できておらず、申しわけありません。

○原嶋委員長 そうですね。下流は要らないかもしれません。ほかはいかがでしょうか。今、一部修文という形になりましたが、掛川委員、どうぞ、お願いします。

○掛川委員 同じところで、「海域の水質変化を確認するため」と書いたほうが、目的があって、それで水質モニタリングを実施します、というので明確になるんじゃないかなと思います。今、水質改善の関連でとありますが、そこを「海域の水質変化を確認するため、水質モニタリングの実施をブラジル側に提案します」としたらいかがですか。

○原嶋委員長 作本先生、いかがですか。

○作本委員 内容的に違いはないからよろしいかと思います。ただ、気になっていたのは、本事業

で改善したいという意欲がJICA側に強いものですから、改善した結果を見極めるためにも、モニタリングというのがつながっていないければという気がしたので、そういう印象です。表現を変えても特に違いはないかと思えます。

○原嶋委員長 丹下さん、いかがですか。

○丹下 結構です。どうもありがとうございます。

○原嶋委員長 あと、奥村委員、先ほどの件を確認させていただきたいんですけども、汚泥の問題です。すみません、時間が長引いて。

○奥村委員 汚泥というのは、助言に反映というよりは、今回、ワーキンググループではすごく廃棄物の件は議論されたのですが、助言には入っていないとのことです。その調査はしっかりやったほうがいいのかなどというところで、コメントとしてJICAの方にさせていただきました。

あと、それともう1点、関係ないのですが、誤植を見付けてしまったので、助言3、一応、作本委員に確認なんですけど、真ん中の排水処理サービスに公平性等のとあるんですけど、後ろの助言とかを見ていると、排水処理サービスにじゃなくて、排水処理サービスのですか。

○原嶋委員長 そうですね。ありがとうございます。どうぞ。

○作本委員 今のご意見、ありがとうございます、奥村さん。

廃棄物に関しては、これまで日本の外務省の評価でもプラスチックごみが混入しているというようなことがあります。これを避けるための手法が今回の事業の中に書かれていないのかという議論は、ワーキンググループでやったんですけども、監督官庁が違うということなんです。けれども、申し入れはしてもらおうということで、廃棄物に関してまず基本的なデータを提供してもらおうことと、さらにそれについても日本なんかではリサイクル、焼却処理や産廃として処理されているわけですが、それについても注意を払っていただきたいということで、廃棄物についての議論はかなりしたつもりであります。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、5番については今、画面にあるとおり、掛川委員からのご指摘も踏まえて、石田委員、掛川委員、そして加藤さんからアドバイスをいただいたので、5番は今、画面のとおりで修正ということでご理解いただきたいと思えます。

最後に残ったのは先ほどの1番。

○松本委員 特にほかの委員からも意見はないですし、議事録に残りますので、とりあえず、これでいいです。

○原嶋委員長 でも、大事なところなので、よろしいですか。

○松本委員 これで構わないです。ほかの委員からも、特に追加でここはコメントはありませんし、議事録上、載っていますので。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、助言文としては今の画面にありますけれども、助言1と3番は多分、誤字だと思いますが、その修正と5について修正と、あと、奥村委員から汚泥についてのコメントを頂戴しておりますので、丹下さんのほうでまたご配慮をお願いします。いずれにしても、ドラフトファイナルレポートの段階が次に参りますので、料金設定の問題にしる、特に保護区での追加的プログラムについ

ては非常に重要な問題になりますので、丹下さん、今後、対応をお願いします。

○丹下 承りました。

○原嶋委員長 作本委員、いかがでしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。

松本委員から貴重な助言をいただき、文章を最終的に将来のというような用語が入っちゃったりして、混乱を生じさせてしまったことは申しわけありません。

○原嶋委員長 ただ、重要なことなので。

○作本委員 ただ、今、松本委員から議事録に残るということがありましたけれども、これが例えば今回のということで、将来のというような言葉を切ってこの場で修正していただけるならば、先ほど心配していたような懸念はなくなるかと思えます。

○原嶋委員長 いかがでしょうか。

○作本委員 もしこの場で時間が許すものでしたら、修正させていただきたいと思えます。

○原嶋委員長 将来を削除する。

○作本委員 将来のを削除して。

○原嶋委員長 ほかのワーキンググループでご参加の寺原委員、林副委員長、鋤柄委員、いかがでしょうか。

○鋤柄委員 特に異存はありません。

○原嶋委員長 松本さん、どうぞ。

○松本委員 「将来に」があるからいいかなと思ったんですけども、「将来に」を隠すとどんなことになっちゃうんですか。いいんじゃないですか、このままで。

○原嶋委員長 いずれにしても、料金設定というのをどうする議論というのは、確かにあまり今まで議論が出ていなかったもので、またいろいろ教えてください。

林先生、どうぞ。

○林副委員長 今さら何かという感じもしないでもないんですけども、ここの部分をスコーピングに載せるのかという話と将来の話ということで、ここは例えば論点に移しちゃったらまずいですかね。今は難しいですか。

○原嶋委員長 今回はせっかくご議論いただいているので、ワーキンググループの議論はできるだけ尊重したいと思うんです。

○林副委員長 では、結構です。意味が明確になるように。

○原嶋委員長 ただ、松本先生がおっしゃるとおり、私もしっかりと松本先生のご指摘を咀嚼し切れていない部分があるんですけども、将来、誤解を与えることを心配はしているんです。ワーキンググループで問題提起していただいたことは、ドラフトファイナルレポートの段階で先取りしているかもしれませんが、次の段階でのチェックでも必要になってきますので、残しておきたいと思えます。論点に入れると次に出てこなくなっちゃうんですね。よろしいでしょうか、林先生。

○林副委員長 委員長のおっしゃるとおりで了解しました。

○原嶋委員長 すみません、進行がまずくて申しわけありませんでした。

では、作本先生、画面のとおりでよろしいでしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。皆様、ご協力をありがとうございました。

○原嶋委員長 でも、大事なところなので。松本先生もどうもありがとうございました。

○松本委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、一応、画面のとおりで確定させていただきたいと思います。いずれにする、保護区の問題でございますので、先ほど申し上げたように追加的プログラムを含めて、ドラフトファイナルレポートの段階でのさらなる慎重なご議論をお願いしたいと思います。それでは、これで確定させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。丹下さんのほうもよろしいでしょうか。

○丹下 結構でございます。どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、作本先生、よろしいでしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。皆さん、すみませんでした。

○原嶋委員長 本当に申しわけありませんでした。大変活発なご議論をありがとうございます。

それでは、今の画面のとおりでの助言文ということで確定させていただきます。どうもありがとうございました。

○丹下 ありがとうございました。

○原嶋委員長 続きまして、時間の制約がありますので、最後、モニタリング段階の報告です。お願いします、事務局のほうで。

○小島 今日の最後の議題は、半年に1度やっているモニタリングの報告になります。1年ほど前に比べるとモニタリングの様式もだいぶ変わったと思いますので、改めてこの表をどういうふうに見るかというのも含めてご説明したいと思います。

まず、1ページ目、オレンジの行に何が書いてあるかというのがありますが、1番左側、Noというのがあります。これは何を示しているかということ、モニタリングの対象になっている案件をL/Aの調印順に並べています。その後、右側に国、案件名、L/A調印日、それから右がモニタリング結果公開合意の有無ということで、これに丸がついていればモニタリング報告書が提出されたら、私たちのほうで公開、あるいは先方で公開するというような合意が取れているものがございます。1番上の1番の案件を見ると、これは環境、社会とも丸がついているので、1番右のほうにあるとおり、モニタリング結果公開時期というのが書いてあるものです。このベトナムの案件は2018年度のものしか出ていないということで、これはだいぶ滞っているということになります。

真ん中のほうの列に事業進捗というのがあります。これも現在、どのような段階にあるかによって出てくるレポートも変わって来たりしますので、説明として加えています。順番に調達手続前、コンサルタント調達手続中、詳細設計中、コントラクター調達手続中、建設工事中、終了ということになっています。

全体を通じて赤字下線を引いてあるのが、私たちが今回更新したところでございます。2番のエジプトのカイロ地下鉄の案件は、この前まで詳細設計中だったのがコンサルタント調達手続中になったということで、だけれども、いずれもモニタリング報告書とも未提出というようなステータスにあるというのがわかります。

全体を通じて変わったところをこれから説明していきたいと思いますが、コロナの影響というのが非常に大きくて、半年前に1度、調査をやるのですけれども、8割以上の案件にコロナの影響が出

ているというような結果が出ていまして、当然ながらモニタリング報告書の提出も芳しくないのが正直なところでございます。

まず、1ページ目からいきますと、先ほど申し上げた2番のエジプトの案件はステータスが少し進んだというところでございます。インドのデリーの案件については、2020年度第2四半期のものが出てきたというところでございます。

ページを移りまして、13番のモザンビークの道路案件、これは供用が始まったというところでございます。供用後もモニタリング報告書の場合によっては提出いただくのですが、これはまだ2019年度第4四半期のものが最新というところでございます。17番にミャンマーのティラワがあります。これも案件としては終了しているのですが、モニタリングレポートは2020年度第2四半期のものまでが出ているというところでございます。ミャンマーのティラワについては、社会のモニタリング報告書公開は合意されていませんので、提出されていますが、公開しないというところになっています。

続きまして、3ページに移りまして更新事項がいくつかあります。24番、フィリピンの洪水リスク管理事業というものが工事中になりましたというところです。27番のインドの灌漑案件、これは建設工事中で2020年度第3四半期のレポートが環境、社会とも出てきているということになります。31番、記憶に新しいフィリピン、ダバオのバイパスですが、これがパッケージにおいて、それぞれ進んでいるというところでございますが、まだ、報告書は出ていないという状況です。フィリピンの南北通勤線についても、社会分野の報告書ができたというところでございます。

4ページに移りまして、43番のコスタリカの地熱案件、これは建設工事中のものでございますが、2020年度第3四半期の環境分野の報告書が出てきているというところでございます。

5ページに移りまして、47番、ミャンマーのティラワです。これも2020年度第3四半期の環境分野のものが出てきているというところでございます。先ほど議論になりました58番、インドのムンバイ・アーメダバード高速鉄道について建設が始まったというところで、案件のステータスが変化しています。当然ながら始まったばかりなので、モニタリング結果の報告書はまだ出ていないというところでございます。

6ページに移りまして、60番のインド北東州道路網、これが詳細設計にステータスが移った。61番の高速鉄道、これは第2期のものですが、これもステータスが変わったのですが、結局は58番、先ほど申し上げたのと同じということになります。64番、ウガンダのアタリ流域灌漑案件、コントラクター調達手続中になったというものの、66番、インドのチェンナイ周辺環状道路が建設工事中ということになったものでございます。

7ページから8ページにかけて、81番、82番、83番、今回、新たにL/Aが署名されて今後、レポートの対象になる案件を追加しています。そこに書いてあるとおりです。

このようにして、私たちはカテゴリAの案件のみならず、Bの案件も含めて一応、こういうふうなリストを通じて管理しているというところでございます。今期、この半年間、レポートが出てくる数が減ったというのは否めないところで、コロナが収束されたらできるだけ促進していきたいというところでございます。ガイドラインの中でも、事務所に説明する機会があるのですが、そういう機会も使って事務所から報告書提出の促進及び事務所に提出があったら、それを直ちに本部に送ってもらうというようなことをお願いしているというところでございます。

以上が私たちからの説明になります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、小椋委員、木口委員、田辺委員、順番にお願いします。小椋委員、お願いします。

○小椋委員 ありがとうございます。

モニタリングの特に社会配慮については非公開というのが多いんですけども、実際にJICAさんとしては移転住民が以前の生活水準とか収入機会、あるいは生産水準が改善されているとか、回復できているというようなチェックはされていらっしゃるんですね。どんな感じなんですか、モニタリング時においては。

○原嶋委員長 今の点も含めて後ほどお答えいただきます。

どうぞ、木口委員、お願いします。

○木口委員 ありがとうございます。

今のご質問と多少重なるところもあるんですが、滞っているものの確認はちゃんとできているのか、というのが聞いていて心配になったというところが1点。それから、実施中の案件ですけども、公開の合意に至らなかった案件について、ガイドラインの改定でも非常にここは議論になっているんですが、合意に至らなかった既存の案件でも何らかの働きかけをして、公開を働きかけていらっしゃるかどうか、というのを教えていただければと思います。

以上、2点です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

小島さん、後ほどまとめてお願いします。田辺委員、お願いします。

○田辺委員 ありがとうございます。

1点、確認なんですが、JICAがADBの信託基金のLEAPに対して出資している件で10件以上あると思うんですが、これまで支援していると思うんですが、それらの案件というのは、こちらのモニタリングのほうでは出ていないようなんですが、モニタリングというのはされているのかどうかというのを確認したいです。というのは、実はADBのモニタリングレポートは基本的に全部公開されておりまして、JICAと合意してなく国であっても全部公開されているので、その辺の差がもう少し出ると、非常に相手国に対してプレッシャーをかけやすいかなと思っている次第です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

掛川委員、お願いします。

○掛川委員 比較的古い案件で、今、建設工事中に移っている案件、例えば24、25、26とか31とかの辺りが建設工事中ですけども、全部モニタリング結果が、未提出ということになっているんですが、このあたりの滞っている理由とかを、簡潔に教えていただければと思っています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

織田委員、お願いします。

○織田委員 質問は1点だけですが、先ほどのご説明の中で届いてはいるけれども、合意していないから公開はしないということでしたが、一覧表の中に届いているかどうかということも含めていただくことはできないのでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、小島さん、いいですか、お願いして。まとめて申しわけないんですけども。

○小島 ありがとうございます。

小椋委員からいただいたモニタリングを確認しているというものは、どれぐらい確認しているかというものですけれども、一応、事務所のほうで報告書を受け取って事務所のほうでも見て、それが私たちに転送されてきて、私たちとしてはその内容をチェックしてコメントしているということです。大体予想がつくかと思いますが、報告書の内容のみをチェックしているということになりますので、私たち審査部として現時点で追加的な調査を何か行っているということはありません。ただ、まだコロナの前で数年前とかで出張に行けていた状況の場合においては、現地に出向いて見て促進してくるといのはプラクティスとしてはやっていたんですが、ここ1年ぐらいは出張に行けていない状況です。

木口委員からは、滞っている案件について確認しているかというところで、事務所を通じて出ていないものについては出してもらう、あるいは事業部のほうでも違う案件だけれども、同じ実施期間に別の案件をやるという場合は、それも含めてお願いしてもらっているというような状況です。合意いただいていないものも、その案件についてはもはや難しいかもしれませんが、次の案件についてぜひ公開すべきだというような話は、私たちからもさせていたでいる状況です。

田辺委員からいただいたLEAPについてはお待ちください。ご質問の趣旨はわかりました。

掛川委員からいただいた例えば24、25、26で古い案件だけれども、建設も始まっているけれども、まだ出ていないものはどのような理由かというようなところがございます。最近、建設工事が始まってモニタリングレポートが出るべきというものについては、もしかしたらコロナ禍で例えば相手国政府のカウンターパートとなかなか連絡が取れないというようなことがあったり、事務所のほうでもなかなか、それを一時チェックする時間がない、要員がいないというようなことは考えられますが、ごめんなさい、個別の事例について私は理由までは承知していない状況です。

織田委員からありました、滞っているということはどういうことかというのは申し上げたとおり、報告書が提出されて、それが事務所から直ちに私たちに提出されない場合も過去には見られました。それをできるだけ減らすべく、いろいろ事務所にも働きかけているところではございます。

公開は合意されていないけれども、せめて提出されているかどうかまで教えてもらえないかというような話なんですけれども、結局、出ているかどうかも含めて公開の合意というところになりますので、そのささいな情報であっても結局は確認を取る必要があるということになっています。

田辺委員のADB LEAPについては、私のほうでも確認して、また後ほど何らかの形で皆さんに回答したいと思います。すみませんでした。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今の田辺委員からのご指摘については、また後ほど情報提供ということでお願いします。

今のご説明に何か追加でご意見がありましたら頂戴しますけれども、いかがでしょうか。小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 特に住民移転の場合は、プロジェクトサイトからもいらっしやらなくなっているのをどうやってトラッキングしていらっしやるのですかというのは、興味本位で申しわけないんですけ

れども、そこで大変なのだろうなと思っていました。

○原嶋委員長 どうぞ、小島さん、お願いします。

○小島 非常にいいレポートには、移転先の状況まで書いてあるのを見たことはあります。ただ、それが全てのレポートで書いてあるかどうかというのは、統計を取っているわけではないですけども、おっしゃるように移転した後、皆さんがどこに行かれたというのはなかなか把握が難しいとおっしゃるのはそのとおりでございます。

以上です。

○小棕委員 今後、工夫が必要なのでしょうね。ダム事業で集団移転地になるケースでは、移転先地をトラッキングするのも容易という側面はありますが、将来的には事業によってモニタリングを意識した移転先地での生計回復の状況が後追いでもトラッキングできるようなマニュアルをスタンダード化していかなければいけないのかなというふうに思っております。ご説明ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員のご質問については後ほど、小島さん、情報提供をお願いします。

○小島 承知しました。

○原嶋委員長 ほかはよろしいでしょうか。

特になければ最後、今後のスケジュール確認ということで事務局からお願いします。

○加藤 次回の全体会合第127回は、8月2日月曜日14時からオンラインで予定しております。よろしく願いいたします。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

今日は長引いて申しわけありません。

これまでご発言がないのは、島委員、谷本委員、長谷川委員、あと、山崎委員ですけれども、この方々を含めて最後にご発言がありましたらサインを送っていただきたいと存じます。長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 ありがとうございます。

最後のモニタリングのことなんですけれども、JICA審査部のほうは事務所を通じてモニタリング結果をいただいて、それに対してコメントするというお話だったんですけれども、こういったモニタリング結果への対応については何か公表をどこかでしているんですか。それを教えてください。

○原嶋委員長 お願いします。

○小島 モニタリングに対して私たちが出したコメントについては公表はされていませんが、コメントを実施機関のほうには返しています。

以上です。

○長谷川委員 そうすると、我々一般の者がコメントへの対応について知るということは、次のモニタリングの回までできないと、こういうことになるんですか。

○小島 私がここに来てから、出てきたモニタリング報告書突き返したということはなく、今回はこういうふうな対応というものがほとんどでございます。こういう対応をしてくださいとコメントするのがほとんどでございます。なので、おっしゃるとおり、今のやつと次のやつを比較して

何が変わったのかしかわからないです。

以上です。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日、最後になりますけれども、もしご発言がありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。よろしいですか。

それでは、本日は2件の助言を確定させていただきました。全体として大変私の進め方が悪くて長引いてしまって申しわけありませんでした。

特になければ、これで終了になりますけれども、もう1度、確認させていただきます。ご発言等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして第126回全体会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

17:04 閉会